

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成28年10月11日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 橋本逸夫

平成28年10月11日に委員会を開催し、次のとおり調査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ①参考人の意見聴取について 稲垣聡崇氏（備前警察署員） ②証人尋問について 中島和久氏（備前市職員） 森山純一氏（元備前市副市長） ③証人の不出頭について（秘密会） ④旧アルファビゼンの実地調査について ⑤次回の委員会について 開催日程について 参考人招致について 記録の提出要求について	継続審査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
参考人の意見聴取（稲垣聡崇氏）	2
証人尋問（中島和久氏）	18
旧アルファビゼンの実地調査について	40
証人の不出頭について（秘密会）	52
証人尋問（森山純一氏）	54
次回の委員会について	70
閉会	73

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招集日時	平成28年10月11日（火）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時31分	開会 ～	午後6時13分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鵜川晃匠		
参考人	稲垣聡崇（備前警察署員）			
証人	中島和久（備前市職員）			
	森山純一（元備前市副市長）			
説明員	総合政策部長	佐藤行弘	庁舎建設担当官	尾野田瑞穂
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	報道関係	山陽新聞	朝日新聞	読売新聞
		NHK	産経新聞	RSK
	一般傍聴	12人		
審査記録	次のとおり			

午前9時31分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

開会に当たり御報告申し上げます。

既にお知らせいたしておりますとおり、前回の委員会で決定をした記録の提出につきましては、一部の関係者から書類を提出いただいております。書類は事務局にて保管しておりますので、閲覧を希望される方は事務局に申し出てください。

なお、記録の閲覧で知り得た情報につきましては、本特別委員会の調査以外には使用できませんので、あわせてお願いをいたします。

それでは初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般あるいは報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は隣の委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

なお、本日証人として出頭いただく方々については委員会の傍聴を許可しない取り扱いとするとともに、その他の市職員についても傍聴を御遠慮願う取り扱いとすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可をしておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りをします。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

本日は、9月27日開催の本特別委員会での決定により、参考人1名からの意見聴取と証人3名に対する尋問を行いますが、午後1時30分から予定をしておりました幡上義一氏につきましては、文書により出頭できない旨の通知がございましたので、お知らせをします。

このことへの対応につきましては、後ほど幹事会を開催して御協議いただきたいと思いますと思いますが、次の証人尋問が午後3時30分となっておりますので、その間に午後4時30分から出席を求めている執行部の説明員に繰り上げて出席いただくよう内諾をいただいております。つきましては、議事日程を変更し、午後1時30分から旧アルファビゼンの実地調査について説明員からの説明を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

***** 参考人の意見聴取（稲垣聡崇氏） *****

それでは、参考人の意見聴取についてを議題とします。

委員会の決定により、地方自治法第100条第1項及び備前市議会委員会条例第29条第2項の規定に基づき参考人からの意見聴取を行います。

なお、参考人は地方自治法第100条第1項後段の証人とは異なり、出頭、証言等について法的に強制されることはなく、第3項に規定される罰則を科されることはありません。参考人に対する意見聴取につきましては、あくまでも本特別委員会の調査目的を達成するために行うものでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、備前警察署刑事課長の稲垣聡崇氏に入室をしていただきます。

暫時休憩をします。

午前9時35分 休憩

午前9時36分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ですが、資料1の意見を聞こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は1件ずつ委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず1点目、皆さんのレジュメにもございます。1点目は、時効の考え方についてということで質問をいたしております。時効の起算日等々、委員の皆さんによくわかるように御説明を願いたいと思います。

○稲垣参考人 備前署の刑事課の稲垣と申します。

○橋本委員長 挙手、挙手、挙手、いや挙手をしてからで。

〔「済いません、失礼しました」と稲垣参考人発言する〕

挙手をお願いします。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 備前署の刑事課長をしております稲垣と申します。いろいろと御迷惑をおかけして申しわけございません。

まず、時効の考え方について御説明申し上げます。

本件、窃盗事件になりますけれども、窃盗事件の公訴時効というのは7年間であるということになっております。この7年間の起算点というのは、窃盗の犯罪行為が終了したときから7年を経過することにより公訴時効が完成するとなっております。

本件については、窃盗行為の具体的な時期まではまだ、いまだ特定をされておられません。今のところ平成22年1月25日から平成23年6月15日までの間という限度において特定されるにとどまっております。今後の捜査により窃盗行為の具体的な時期が特定されればその時期から起算して、犯罪の行為が行い終わったと考えられる時点から起算して7年を経過した時点で公訴時効が完成するということになります。

今回の場合なんですけども、今捜査をやっておりますが、今後の捜査によっても本件の窃盗行為の具体的な時期が特定されない場合というのがあると思いますけど、そのときその場合は私たちとしては幅のある期間のうち最も遅い時間から起算して7年を経過する日、つまり平成23年6月15日から7年を経過する日まで、至るまで公訴時効が完成していない可能性があるということで、警察としては必要な捜査を継続するという考えでおります。

以上でございます。

○橋本委員長 ありがとうございます。

ただいま稲垣刑事課長さんから時効の考え方について一通りの御説明がございましたが、本件に関しまして、時効に関しまして委員の皆さんから御質問がある方おられませんか。

田原委員。

○田原委員 確認させていただきます。現在は6月14日から7年間というふうに今お聞きしたんですが、それでよろしいでしょうか。

〔「今のところ……」と稲垣参考人発言する〕

○橋本委員長 挙手、挙手をお願いします。

〔「済いません」と稲垣参考人発言する〕

稲垣参考人。

○稲垣参考人 今のところ、平成22年1月25日から平成23年6月15日までの間に犯罪が行われたという可能性が高いということですので、この間を時効の期間というふうに考えております。ですから、捜査をしてみなければわかりませんが、最悪の場合、平成23年6月15日に犯罪が行われたと仮定する、仮定ができる場合がございますので、そういったことも踏まえて捜査をやっているということでもあります。当然、平成22年1月25日当日に犯罪が行われるというふうに判明すればその前日、平成29年1月24日の午後23時59分ですか、いわゆる平成29年1月25日の0時00分に時効が成立するというふうに考えられますので、現在のところは幅の広い視点で私たちは物を考えているということでございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 私たちは、平成23年10月4日に被害届が出たと。したがって、それから7年間だということで備前署のほうからの話があったんだということで、平成30年10月3日が時効だというふうに説明を受けてたし、私たちもそう感じてたんです。ところが、せんだっていきなりその一番最初の平成23年1月25日から7年、これが最短になるんだということで、29年1月25日が時効を迎えるんだということで市当局からそういう答弁いただいたんです。それで、ちょっと戸惑ったんですが、そういう意味で再確認をさせていただいています。

そういう中で、それ以後電気を使っていたという事実があれば、それまでは犯罪が行われてないということなんで、それ以降ということになるのかなと思って時効の延期を検討しようかなと思ってたんですが、何か犯人に一番有利なところを時効の設定にするんだという考え方もあるというふうに聞いたんで、再度お願い、確認なんです。

○橋本委員長 ちょっと質問の内容がわかりますか。

〔「質問の内容がわからない」と田原委員発言する〕

田原委員、もう少し具体的に、具体的に質問をお願いします。

田原委員。

○田原委員 中国電気保安協会が点検をしたのが23年1月25日と。それまでは、通常であったと。それ以後に犯罪が行われたということの中で、我々素人なんで、じゃあそれ以後電気が使われてる日にちがあれば犯行はそれ以降になるんじゃないかということで、電気が使われていたことを何とか我々調査するべきかなあというふうに思ってたんですよ。そういう意味です。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 今の私の答弁なんですけども、あくまでも備前市様のほうからお届けがあった内容に基づいて、いわゆる時効の起算日を計算しております。私たちのほうは、いつまで正常に動いていたのか、いつから異状がわかったのかということは認識できておりません。いわゆる備前市様からの届け出によって私たちはそれを認定しておりますので、そちらのほうで訂正があるのであれば、それはそれなりに対応させていただこうかなあというふうに思っております。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにこの時効の考え方について、委員の皆さんから質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。

続きまして、2点目に移りたいと思います。

被害届の内容についてということで質問をいたしておりますが、市からどのような被害届が出ておるのか、そういった点について御説明を願えたらと思います。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 被害届の内容についてなんですけれども、ちょっと簡単に概略で、概略程度にとどめさせていただこうと思います。

まず、被害届なんですけれども、平成23年10月4日、備前市の職員の方から届け出がなされております。被害はケーブル等約14トン、約14トンですね。被害総額約157万円相当というような内容で届け出を受けております。

以上でございます。

○橋本委員長 ありがとうございます。

ただいま参考人の説明がございましたが、この被害届の内容についてということでさらなる委員からの御質問はございませんか。

津島委員。

○津島委員 被害届の内容についてですが、株式会社備前まちづくりから備前署への連絡や届け出はありましたか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 私のほうで確認をさせていただいておりますけれども、備前市様からの届け出のみということになっております。その他についてはちょっと資料が残ってないんで、わかりません。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 それから、株式会社備前まちづくりへの事情聴取はありましたか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 関係者に対するいろいろな資料というのはさせていただいております。具体的な捜査内容については捜査の秘密に関する事項ですので、お答えを控えさせていただきます。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 備前署の初動捜査についてですが、それはいつごろでしたでしょうか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 詳細な記録は残っておりませんが、恐らく備前市様からの届け出があつてからうちのほうは捜査を開始しとると思います。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 平成23年10月4日に市から盗難届けが出とるわけですが、それまでに備前署は現場検証は行われましたか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 その点についても捜査に関する秘密に属する場合がございますので、この場での答弁を控えさせていただこうかなと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 これは建造物等損壊罪でなく、単なる盗難届としたことについて説明をしていただきたいと思います。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 被害の届け出はあくまでも備前市様からによるものでございます。内容によって私たちのほうでお話は、説明はさせてもらうことになると思うんですが、こういった場合窃盗の意思に基づく、いわゆる物をとるために物を壊すという行為に関しましては、窃盗1罪で問議するというのが通例でございます。器物損壊罪とか、建物を壊すだけの目的で犯行が行われたというような状況が認められるのであれば、それはそのような罪名で受けることとなりますが、通常窃盗罪、窃盗の目的で物が壊されるということになれば窃盗罪で問議するということが通例でございます。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 犯行がわかったのが平成23年6月15日です。それから、被害届が平成23年10月4日に出しております。この間、正式には110日も経過しとりますが、被害状況から複数の者が長期間にわたって犯行を行った事件と私は思いますが、引き渡し完了の翌日に大量の電線等の被害が発覚されるというのはどう考えても株式会社備前まちづくりが借りていた時期だと思います。この間警察としては何ですぐ、誰でも、通常被害に遭ったら誰でもすぐ警察へ被害届を出して犯人を捕まえてほしいということを要望すると思いますが、これ警察は何ですぐ被害届を出さんのんならということなどは、その点のやりとりはどんなにかつたんでしょうかね。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 資料は残っていないので、私はちょっとわかりません。ただし、通常であれば被害の届け出を受けてからうちのほうはその事件を認知するという手順を踏みますので、御報告がないまま私たちのほうが事件を認知するということはなかなか難しいものがあると思われま。

○橋本委員長 よろしいか。

○津島委員 はい。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 関連質問なんですけど、確かに23年10月4日に被害届を出したんでしょう。それは書類的にそう残っているということなんですけども、通常我々素人がうちで何か被害があったと。お巡りさんところへ駆けつけますわね、普通。そしたら、どうしたんかというてまずすぐ来てくれるじゃないですか、優しいお巡りさんは。ところが、今回この3カ月も備前市なり備前まちづくりが一回も相談に行かなかったということは想像できないんです、私たちは。そういう記録っていうのは、これは捜査上の秘密ということではできないのか、もう一切そういうことはなかったのかということだけはぜひお聞きしておきたいんですが。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 私のほうではちょっとそういった記録が残っているという認知はございません。

○橋本委員長 田原委員よろしいですか。

田原委員。

○田原委員 わかりました。それじゃあ、職員が一切相談しなかったかどうかということは職員
のほうで確認させていただきたいと思います。

やはり初動捜査といいますか、これだけの大事件ですから3カ月も何も現場保存をしなかった
ということは想像できないんですよ、少なくとも。それで、あえて何度も聞かせてもらってるん
です。その後、被害現場を見せたらだめだとかどうのということも警察のほうから言われておる
とかなんとかというようなことを含めてちょっと理解がしにくいんで。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 一言先ほどの答弁につけ加えをさせていただこうと思います。もちろん事件を認
知すればいろいろとお話は聞かせてもらうんですけども、やはり私たちが動くとなればそれ相
応の影響力があることは重々承知しております。ですからまず、その被害の内容というものをよ
く確認をしなければ動けないということもあります。ですから、私たちは事件を認知すれば被害
者の方からいろいろと事情を聞いて、それから慎重に捜査を進めていくということになりますの
で、仮にお話があつてそういう打診があつたとしても、被害の内容がよくわからないまますぐに
すぐ何かに動くというのは慎重にならざるを得ない場合もあります。ただ、そういった場合やな
い場合もございます。その点は事件によってケース・バイ・ケースで対応は異なってますので、
一概には何とも言えませんけれども、そういった場合もございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 素人の質問ということで勘弁いただきたいですが、まず届け出をするとお巡りさん
が来る。これはちょっともうここはさわるなよと。そこはさわるなよというようなことで被害届
を出してから鑑識が入るというような気がするんです。そういうようなことが今回はなかったと
いうふうに解釈したらよろしいんでしょうか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 記録がないので、その辺はちょっと私はわかりかねます。

○橋本委員長 よろしいか。

この被害届の内容についてということで、ほかに質問ございますか。

津島委員。

○津島委員 もう一丁ほんなら。備前市から提出されている被害届を見られていると思います
が、我々議員にゃあ見せてくれませんでした。盗難による電線、いわゆる銅線ですが、約14
トンの被害額156. 数万円でした。について警察は疑義はなかったんでしょうか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 被害額の申告というのはあくまでも被害者の方、備前市様からの申告に基づくも

のであります。私たちのほうが積算をしてこれでどうですかという御提示をするようなことはありません。あくまでも届け出人様の申告によるものでございます。

○橋本委員長 よろしいか。

○津島委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 さっきの質問からいろいろ関連なんですけど、質問があると資料が残ってないというふうにおっしゃられ、何回かおっしゃられたんですけど、そういう資料の保存年限とかというのはないわけなんですか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 捜査資料につきましては、保存年限があります、ございます。ただ、事務的なやりとりについては残ってない場合もございます。公式に残されている部分に関しては手元にございます。

○橋本委員長 よろしいか。

○田口委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問事項に移りたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、3番目の現場の公開に対する見解についてということでございます。

まずは参考人の説明を求めたいと思います。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 これはいわゆる被害の届け出当時、いわゆる現場の公開、非公開についての要望があったかどうかということでもよろしいでしょうか。

○橋本委員長 それも含めて直前のこの間我々百条委員会の者が現地を視察行くに際して執行部、市当局は警察のほうから犯人しか知り得ない情報が、マスコミ等を連れて行って撮影することによって知れたら困るんで、そういったマスコミなんかには公開しないでほしいということを警察のほうからの要請があったんだというふうに我々には説明があったんですよ。それが、事実かどうかを確認したいと思います。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 平成27年になりまして、確かに私どもは市のほうへ要請をさせていただいております。これはそのころに同所に関する公開の是非について備前市のほうから問い合わせがあったためにうちのほうから要請はさせてもらっております。この理由については、問い合わせがあった当時、現場がいまだ手つかずの状態が残っていたことというような状況がありまして、これ

が公開されると私たちが犯人を追及する材料の一つがなくなってしまう、いわゆる犯人が知り得た秘密が秘密でなくなってしまう可能性があるというようなことで、可能な限り犯行に直結するような、関係するような場所については一般公開は避けていただきたいというような要請を行ったものであります。ただし、当然のことながら同所を管理するのは備前市様でございますので、備前市様の意思に基づいて御判断いただくようなことで要請をさせていただいております。

○橋本委員長 もう一度確認します。その日付、そういう要請をされた日付をもう一度お願いをします。

[「済いません、ちょっと日付については私の記憶に残っておりませんので……」と稲垣参考人発言する]

今、冒頭で言われた日付。

[「平成27年のことですね」と稲垣参考人発言する]

27年ごろですね。

[「はい」と稲垣参考人発言する]

27年ごろにそういうふうに。これは口頭でそのように要請をされたということですか。

[「そうですね」と稲垣参考人発言する]

文書とかそういったものではなく。

[「是非についての問い合わせをいただいて、公開の是非についての問い合わせをいただいて、27年当時はそういう状況が確認できましたので、それはうちの希望としてお伝えしたまでですね」と稲垣参考人発言する]

ただいまの現場の公開に対する見解についてという項目で委員の皆さんから質問があれば受けたいと思います。

立川委員。

○立川委員 確認のお尋ねなんですが、先ほど公開の日にちで言われた27年ごろということだったんですが、先般28年9月26日、この委員会での調査ということで申し入れしましたところ、回答が返ってまいりました、市のほうから。いわゆる判こを押された公文書だと思われませんが、この中にも先ほどお話になってましたように広く一般に公開することは犯人しか知り得ない状況が続くと、捜査に影響があるとの理由で公開は控えるようにという要請があったというふうに書かれておるんですが、この段階でもその要請は生きていたと考えられるわけですが、それでよろしいでしょうか。

[「28年に入ってからということですか」と稲垣参考人発言する]

8年9月26日です。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 状況は変わっておりませんので、その解釈で結構でございます。そのころにもも

う一度再度確認の電話がありました。私もそのようにお答えをさせていただいております。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 変な話なんです、議会のほうの百条委員会ですよね。それで、事務局とかマスコミのほうにも遠慮してくださいという働きはする気はありませんでしたか、ありませんでしたか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 マスコミ等への働きかけについてはもう備前市様が対応していただけることと私たちは存じております。そこ、同所は備前市様が管理されているところでありますので、私たちのほうは要望はお伝えするけれども、最終的な御判断というのは備前市様のほうにお任せをしております。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

石原委員。

○石原委員 これもまたちょっと確認なんですけれども、先ほど公開に対する見解おっしゃっていただきまして、最終的にはそういう問い合わせがあったり、要請はされたけれども、最終的な判断は所有者である市で、市の判断が重視されるというような受けとめをしたんですが、もし仮にですが、一般の方々、また報道陣等に対して所有者である市が現場も含めて広くあの施設内を公開、公にするんだという意思を持って、その意思表示を所有者の市側がすれば広く公開もし仮にされるときに警察としては、その法規的などころ、それから捜査規範等に鑑みても問題はないというふうに捉えておってよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 捜査の側からすれば問題がないとは言えないと思いますが、最終的に私たちはとめる権限はございません。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 とめる権限はないけれども、控えてほしいというのはちょっと僕らも一般市民感覚からすればすごいもうちょっと曖昧なんですけれども。

それから、先ほど御答弁の中に市の問い合わせ、それからそれに対する要請に関して記録がないでしたか、記憶にないでしたか、資料がないでしたかという御答弁でしたけれども、もし仮に今後警察当局のほうにこの委員会を通じてなりで要望をもって当時の市とのやりとりを復元できるような資料が警察署内に残っているか否か等についての問い合わせ等はできるのでしょうか。いかがでしょう。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 警察が取り扱う情報に関してもいろいろと制約がございます。警察だからということでお話をいただいた内容もございます。事務的なレベルであっても捜査に関することがございます。それはケース・バイ・ケースで対応していくしかないと思いますので、何ができて

何ができないかというような即答ということはこちらではできないのが現状でございます。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 備前市側よりの要請が27年ごろと28年にあったという……。

○橋本委員長 要請じゃなくて問い合わせですね。

○田原委員 問い合わせですか。

○橋本委員長 はい、問い合わせがあったんです。

○田原委員 問い合わせ。その記録は誰から問い合わせたかというのは備前署さんに記録は残っていますか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 その辺につきましても、先ほどの答弁のとおりでございます。その辺につきましては、お話しできるかできないかということはこちらで確認をとってみたいと何とも申し上げられません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 平成27年6月22日に住民監査請求が出ております。そして、27年8月17日に監査結果が出ておるんですが、その中で24年5月2日の備前署鑑識係の倉田さん、それから25年12月12日の今度は刑事課盗犯係の倉田さんという方からの見解が出ております。その見解に基づいて監査結果、また住民監査請求の監査請求が審査されてるんですよ。その中で、捜査は継続している。内容は教えられないと。時効は7年だと。継続して捜査は続けておると。内装と改修工事は実施してもよいということが25年5月にも、25年12月にも市側へそういう意見が届いてるんです、市にね。

〔「はい」と稲垣参考人発言する〕

にもかかわらず、27年ごろに再度市から問い合わせが出たというのは、27年という27年のたしか8月の臨時議会で告訴をやるんだと、するべきだと。5年間もたってまだ犯人がつかまってないのはおかしいじゃないですか。市民感覚にもとるという形で議会は全会一致で告訴状を出させていただくべきだという決議をしたんです。その後、再度その捜査を再開されたというふうにお聞きしてるんですが、その辺の御事情は御存じでしょうか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 今のお話で、まずその当時現場を改修してもよいという答えをしたかどうかということについてなんですけども、その辺については私のほうではちょっと、正直私は存じておりません。ただ、その当時改修してもよいということで、今回になったら急に現場保存してくれというような話でおかしいじゃないかというような御指摘があったと思うんですけども、その点につきましては改修というのはいわゆるあそこのいわゆる犯行した、私たちが主に見せないでほしいとお願いをしているのは犯行した痕跡でありまして、その場所を全く見せないでほしいとい

うものではございません。趣旨は、いわゆる犯人しか知り得ないような秘密、いわゆる犯行した後に痕跡がいろいろ残るんですが、これを広く一般に周知していただくと、当時私たちは写真を撮ったりして現場鑑識をしたり、現場のその内容というのを実況見分という格好で記録をしているんですが、その内容に基づいて取り調べすることは可能なんですけれども、それはいわゆる改修をすればそこがもう一般にその秘密がこぼれないようになるのであれば、それは問題ないよというような趣旨であろうというふうに思います。私たちがいわゆるその場所を公開しないでほしいといった趣旨というのは、やはり犯行の痕跡が残されているので、それについては広く周知していただくと今後の捜査に影響があるので、できればやめていただきたいというようなことで御協力をお願いしたというような趣旨でございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 当時の課長さんでない課長さんにお聞きするのは大変申しわけないことなんですが、先ほどの監査請求のときにありましたように、差し支えありません、ただ内装等修理するときには届け出をしてくださいという要請があったと。実は、備前市もあれをいつまでも置いとくわけにいかないんで、幽霊屋敷になりますんで。ですから、民間に払い下げしましょうとか、あそこをどう言うたか、貸す言うた。

〔「そうそう」と呼び者あり〕

貸すとかいろいろなことを我々議員も執行部もそういう検討してきたんです、正直ね。ですから、私たちが現場へ入りました。何といたしても電気ですから、当然そこにも行きましたし、私たちが写真も撮ったり、現場ももう鑑識が済んどるということで現場へ入ってます。いろいろ見えます。写真も撮ってます。それは今回百条委員会で入るとしたら写真は写すな、DVDは撮るな、そういうような制限が急に高まったんですよ。それまでほぼ自由に我々は出入りしてます。写真も持ってます。それを公開したらどういう罪になるんですか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 罪というふうなことを言われて、ちょっとその辺はいろいろとケース・バイ・ケースで考えないといけないと思います。見せたからといってすぐ直ちに何でもかんでも違法というわけでもございませんでしょうし、そのことをする行為の目的、これによっていろいろとなってくると思いますんで、一概にここであれは罪になりますとかなりませんかというふうなお答えをすべきでないと思います。もうちょっと条件が絞り込めて、その目的がわかればお答えをもうちょっと明確にできるかもわかりません。現時点ではちょっと罪になるとかならないとかというふうなことについてもちょっと答弁はできないと思います。

〔「委員長」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 ちょっとその前に、先ほどの田原委員の質問の中に写真は写すなということ言われておるということですが、いや写真はこの百条委員会で1台はオーケーだと。しかし、その写した写真は外部へ漏らすのはだめだという制約がついておりました。だから、まるでだめだという制約ではございませんでしたので、一つ認識をしといてください。

続けて、田原委員。

○田原委員 次の項目で総括で委員長がお尋ねすると思うんですが、被害届と告訴の違いについて。当初被害届が出て、警察のほうは鑑識等されて、その後どうぞということで私たちも企業誘致にいろいろ議会もいろいろ努力をしてきたんです、正直ね。ですから、ある企業さんについては最終的に電源等についての改修費ですか、それが多額になるんでということで誘致を断念された企業もあったというふうに当局から説明も受けてます。

ということで、当然いろいろな人が見たり、現場見たり、踏み込んだりしてるんです。それを今ごろ27年、28年ごろになって再度現場保存ということと言われ始めたということについては大変それでよかったんだらうかなあという反省も含めて我々してるんですけどね。やはり被害届と告訴の場合は捜査方法も違うんでしょうかね。

○橋本委員長 田原委員、その点については次に総括で質問しますんで、ちょっと待ってください。

ただ、今の質問の内容は以前結構自由に出入りできておったのに、27年8月ごろから急に制限がかかり出したということに田原委員は疑義を感じておられます。そういった点については何か答弁できますか。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 まず、急に私たちがお話をさせていただいたというのは、あくまでも備前市様からの御相談によって回答させていただいたとる、うちのほうの希望を伝えているということでございます。それまでに当然備前市のほうで管理をされて、どのようにしていただいているのかというのは私たち存じておりませんし、備前市様のほうで管理を継続されて、この後どのように活用されるのかということでいろいろと調査が入られるのは当然のことだと思っております。

ただ、問い合わせがあった場合、広く一般に周知させる格好で公開をするというような御相談を受けましたので、私たちとしては秘密捜査、いわゆるその犯行現場の秘密というものが広く拡散をしてしまうおそれが極めて高いというふうな判断に基づきまして、そういう要請をさせていただいたとる次第でございます。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この現場の公開に対する見解という点につきましては、以上でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして4点目の先ほど若干触れましたが、被害届と告訴の違いについてを一般論で結構でございますので、御説明をいただけたらと思います。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 まず、被害届と告訴の違いなんですけども、これ細かいことを申しますとかなりややこしいことになつとんで、大まかな概略でちょっと御説明をさせていただこうと思います。

基本的には告訴も被害届も捜査をする、捜査を開始する端緒となり得るものです。いわゆる届

け出と余り変わりはありません。

捜査の内容についてなんですけども、被害届と告訴で捜査の内容は変わってくるかということになりますと、それはございません。被害届も告訴も捜査の内容は変わりません。私たちは犯人を捕まえて、犯人を裁判にかけるべく証拠を集めるというようなことで、法と証拠に基づいて捜査を行うという点では何ら違いはございません。

ただ、告訴の場合は刑事訴訟法等で規定されておりまして、検察庁に対して犯人がわかろうが、犯人が特定できようが、特定できる場合はもちろんなんですけども、犯人がわからないとしても検察庁は事件を送付しないとイケない。関係書類を送付しないとということで手続が異なるという点でございます。捜査に関しては何ら相違はございません。

○橋本委員長 この4点目の被害届と告訴の違いについてということでございますが、関連して委員の皆さんから質問はございますでしょうか。

ないようであれば……。

田原委員。

○田原委員 誰も聞かれんのであれば。捜査についてはどちらも同じだけれども、検察庁へ書類をとりあえず送らんといかんで、告訴の場合には今回も再調査を、詳しい捜査を再度やったという解釈でよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 そういった趣旨ではございません。何らかの情報があればその情報に基づいて私たちは捜査をしております。その情報の内容についてもちょっとここでは捜査の秘密に属することですので、御返答はちょっと控えさせていただこうと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃあ、27年9月でしたか、備前市が告訴を出したということが大きな新たな情報ということで再捜査をされたということなんでしょうか。

○橋本委員長 稲垣参考人。

○稲垣参考人 その告訴だけではございません。そのほかのことに関してもちょっと捜査上の秘密になりますので、ここはちょっと御答弁を控えさせていただこうかなと思います。

○田原委員 わかりました。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問事項に移りたいと思います。

次の質問事項は、被害額による捜査態勢についてということでございますが、かみ砕いて言えば被害額の多寡、多い、少ないで警察の捜査態勢に違いは出てくるのかという点でございます。

御説明を願いたいと思います。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 一般論を申し上げれば、被害額の多寡ということで捜査態勢を組んではおりません。私たちが判断する内容というのは、いわゆる事件の内容ですね、いわゆるもうちょっと具体的に言えば広域性であるとか、組織性があるかとか、それから凶悪か凶悪でないか、社会に対する反響があるかどうか、いわゆる事件的な、事件の背景、そういったものを勘案して事件ごとに捜査態勢を構築しております。また、事件の進捗状況によっても捜査態勢は十分変わってくる場合がございます。ですから、捜査態勢というのは被害の金額に応じて捜査態勢が変わるというものではございません。

○橋本委員長 そのような説明がございましたが、この点につきまして質問、さらなる質問はございますでしょうか。

津島委員。

○津島委員 電線は14トンで156万数千円ですけど、被害額というのは私は1億円以上の、修復に1億円以上かかると思っています。ほれで、刑事課長さんには私の参考までにひとり言を聞いてもらおうと思ひよんですけど、ことし2月の議会会議録で私の一般質問で盗難に遭った電線は約14トン、市は被害額を156万円として警察に被害届を出しておりますが、市の被害額の見積もりとちょっと違うんですが、業界関係者によると当時銅の塊の価格は1トン70万円ぐらいでしたとか、現在は安くなって1トン50万円ぐらいだそうです。計算すると約700万円を超えるとされ、電線の復元に1億円を超える大きな市民の財産が盗まれたもので、告訴状を提出して半年が経過しており、捜査状況について備前市としてどう把握しているのか、また市長として備前署並びに岡山県警に事件の早期解決を強力に求めるべきと思いますが、どうですか、市長というのを私が質問しとんですわ。ほれで、市長答弁といたしまして被害がわかった時点で被害届を出し、また告訴も提出しております。それ以上の法的なことはなかろうかと思っております。一日も早く犯人が逮捕されてからの対応が次に来ることだと思っておりますとの市長答弁ですが、これ市長の思いですけど、私は昨年、平成27年4月9日に担当課長、当時旧アルファビゼンの担当課長同行のもと、旧アルファビゼンの内部をくまなく立ち入りさせていただいたときの写真と、それからこの前先月平成28年9月27日にこの百条委員会としての立ち入りを議員だけでさせていただいたときとの相当この中身が違っと思っておりますけど、この間、平成27年4月9日から平成28年9月27日までに内装等の改修工事は実施してもよい。その際、警察へ連絡が必要であるとの今話がありましたが、この警察への連絡があったのでしょうか。

○橋本委員長 わかりますでしょうか。今のを端的に言えば、この間百条委員会で視察したときには以前我々が見ていたときの状況と少し変わっていたと。ということは、当然その人為的な手が増えられておるといふふうに津島委員は判断しとられます。そういうときには警察に事前に内装工事を少しやりますよというような許可をいただいてから工事をするんだというようなことを当時の執行部は答弁しておったと。そういう届け出があったか否かということですよ。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 他人の事を申すようで大変ちょっと恐縮なんですけども、私は平成27年3月でしたかね、こちらへ刑事課長として赴任させていただきました。現在に至るまでの間、途中数カ月間、4カ月ほどいなかったこともあるんですけども、その間刑事課長として在籍しているときに備前市のほうから内装の改修工事をしますというような御報告は聞いてはおりません。

○橋本委員長 よろしいか、津島委員。

○津島委員 よろしい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 もう一度確認させてください。捜査態勢については被害の多寡では判断しないんだということで、社会性と言われたですかね。それから、組織犯罪かどうか、その辺もう一回確認させてください。

○橋本委員長 濟いませんが、もう一度そのあたりを。

稲垣参考人。

○稲垣参考人 まず、事件の内容、凶悪事件であるとか、軽微な事件であるとかによっても内容は変わってきます。

〔「それから3点ばかり」と田原委員発言する〕

それから広域性があるかどうかとか、組織性があるかどうか、それから事件の背景、こういったものがあるかどうか、その他もろもろですね。一概にこれがこうです、あれがあるから、これがどうですからということではありません。やはり事件それぞれに応じて私たちは判断をして、それに対応するような人数を投入するというところでございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 よくわかりました。そういう中で、私は庶民感覚含めて日本のすばらしい捜査能力であればあれほどガラス一枚も割られずにあそこから14トンもの電線が堂々と持ち出されているというような事件でありながら、それは内容です。それから、社会性、広域性ということになればあれは市の財産、市民の財産なんですよね。それが1億円、少なくとも中国電気保安協会が恐らく1億円は下らんでしょうというような多額な市民の財産がなくなった事件である。あわせて先ほどどなたかおっしゃられたように、1人や2人でできる犯罪ではないんじゃないかと。かなり大がかりな人でなかったらあれだけの14トンの物を持ち出せるものじゃないというようなこととか、どうも市内のど真ん中であんな事件が起こって何にもできんというのはもう歯がゆいんですよ。それ何かぜひもう私は5年前から言い続けてるんですよ。前市長にも、今の市長さんにも早く犯人を捕まえてもらおうじゃないかと。何なら必要であればそういうような市民運動を起こしてでも警察にお願いしたいという話をしてるんですが、前の市長さんも今の市長さんも警察をもう信頼してるんだと。任せとけと。警察がやってくれるんだというような答弁しか我々受けてないんですよ。その歯がゆさがあって、今回百条も立ち上げて私たちのできるお手伝いと

いうたら情報提供ぐらいしかありませんけども、そういうことをしたいなあという思いの中でいろいろ失礼なことも話をしてるんで、御理解をお願いしたいんですが、ぜひよろしくお願ひしたいという希望を含めて御意見があればお聞きしたいんですが。

○橋本委員長 答弁できますでしょうか。

稲垣参考人。

〔「最大限の捜査態勢をとってほしいというお願いですわ」と田原委員発言する〕

○稲垣参考人 捜査態勢についてはやはり捜査の秘密に関することですので、ちょっと答弁を控えさせていただきますと思います。

今までの犯人検挙に至ってないというのはもう大変申しわけなく思っております。今後も引き続き頑張ってまいろうというふうな気持ちではございます。

ただ、やはり私どもも法と証拠に基づいて捜査を行っていかないといけないというようなそういう部分、面はございます。ですから、私たちができる範囲であればもうできるだけの努力はさせていただきますかなというふうな考えてはございます。

○橋本委員長 よろしいか。

1 から 5 までの質問のお答え、あるいは関連する質問は全て終わりましたが、その他特にこれは聞いておきたいなというようなことはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で備前警察署刑事課長の稲垣聡崇氏に対する意見聴取は終了しました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 29 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 証人尋問（中島和久氏） *****

証人尋問についてを議題とします。

初めに、本日举行証人尋問について、お手元に配付してあります資料 2 に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっております。証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人

の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、次に弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出ていただきます。これら以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、各証人にはこの資料をもとに事前に説明を行います。

それでは、中島和久証人に入室をしていただきますが、この際、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡しをしたとおりであり、また同様の文書を資料2としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

御承知いただけましたでしょうか。

〔「はい」と中島証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

(全員起立)

それでは、中島和久証人、宣誓書を朗読願います。

○中島証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○橋本委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

皆さんは御着席ください。

(全員着席)

ありがとうございます。御着席ください。

(中島証人着席)

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てから発言されますようお願いをします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより中島和久証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは中島和久さんですか。

証人。

○中島証人 はい、そのとおりです。

○橋本委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については事前に記入をしていただきました確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

中島証人。

○中島証人 間違いございません。

○橋本委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、1点目の旧アルファビゼンで盗難事件が発生をした、それが発覚をしたときの対応について証言を求めたいと思います。

中島証人。

○中島証人 当時ですか、これが6月の議会の最中だったと思います。そのときに、たしか橋本議員さんが一般質問でアルファの電線がなくなったりゃへんかというようなお話をいただきまして、そのときに当時竹林部長さんが議場からおりてこられて、こういう状況なんですけど、それを知っとんのかというふうに聞かれました。私、全然そういった覚えがございませんで、じゃあすぐに確認しに行こうということで、職員何人かと一緒に確認に行きました。

当時ちょっと暗かったんで、懐中電灯を持って中に行きました。そうすると、電線の切断があって、そのときに初めてこれは大変なことになっているなというのは覚えております。

以上です。

○橋本委員長 もう一度確認をしますが、一般質問で指摘をされた後ということで、その日付がいつだったですか。もう一度確認です。

〔「えっと、あれは6月のいつだったかな」と中島証人発言する〕

平成何年ですか。

〔「平成23年6月の……」と中島証人発言する〕

23年6月の……。

〔「15日でしたかね」と中島証人発言する〕

6月議会ですね。

〔「議事録を見ていただいたら」と中島証人発言する〕

わかりました。お座りください。

ただいま発覚時の対応についてということで説明がございましたが、委員の皆さんからの質問はございますでしょうか。

石原委員。

○石原委員 発覚時の御答弁いただきまして、その前後のころのことについてお尋ねをしたいと思います。

手元の今平成26年1月9日に請求されました住民監査請求の記録を見ながらの質問なんですけれども、まずは先ほど御答弁のありました6月15日の当日確認したんだということですけども、こちらにはそこからさかのぼること2週間ほどさかのぼって平成23年6月1日に自家発電機から各所へ送電するための配線が切断されていることが確認されたということが記載されております。こちらの内容を確認された事実というのは間違いはないのでしょうか。6月1日の確認。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 正直申し上げて、私は記憶にございません。ただ、たしか田口議員さんでしたか、その後発電機があるであろうということで確認しに行っていただけないかということで行って、初めて発電機の裁断といいますか、電線が切られたというのは覚えております。

○橋本委員長 それはいつのことですか。

〔「その15日以降だと……」と中島証人発言する〕

以降、以降ですか。15日以降ですか。

〔「と思うんですね。以前にはないです。そういうことを知っとれば上司にも報告しますし、議会でもそういう話があってもきちっとしてたんじゃないかなあとはい思いますけど」と中島証人発言する〕

石原委員。

○石原委員 当時のその記憶を頼りというような御答弁になろうかと思えますんで、あやふやな点もあるんですけども、こちらについては6月1日にこういう形で点検がなされた、自家発電機の範囲はわかりませんが、その周辺の配線が切断されていることが確認されたということが事実として記載されてますんで、その実際に点検がされたのであれば、当然その6月の議会の一般質問の御答弁なんかでも執行部は当然認識、把握もしておらんといかんわけでしょうし、そこらあたりの流れも、またこれは改めて当時の6月1日からもう6月15日発覚に至るまでのその間にどういう部署のどういう職員の方が点検等の対応をされたのかというようなところも改めて委員長数字で資料請求、また改めての話でしょうけど、しっかりきっちりとしたお話を次回以降いただきたいというふうに思います。

それから、同年6月13日、これは産業委員会の会議録を確認させていただいたんですけども、6月13日に株式会社備前まちづくりのあの建物からの撤去が完了したことを確認したということが6月22日の産業委員会で報告をされておるんですけども、こちらの6月13日株式会社備前まちづくりが建物からの撤去完了したことを確認されたのは、どの部署のどなたが確認されたんでしょうか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 6月13日でしたかね、実際に見に行くと何ぼか水道のパイプだったかな、その前日でしたかな、ちょっとわかりませんが、一遍見に行ったときにそういったものが残っておりまして、再度これもきちっととってくださいというふうに……。

○橋本委員長 もう少し大きい声で。

○中島証人 はい。当時は実際に見に行って、水道のパイプか何かあったんですけども、それを最終的にきちっととってくださいよということをお願いして、その次の日でしたか、とれたということで確認をしに行きました。確認しに行ったときには商工観光課の職員と、私一人では行きませんが、何人かほかの職員もついていったと思います。名前までは申しわけございませんけども、そこまでは覚えておりませんが、何人かで確認をしに行きました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 これは建物の引き渡しを受ける際には、当然のこととして全館確認される必要があるんじゃないかなと思うんですけども、先ほど出ました水道のパイプ等に問題があったとい

う御答弁なんです、その際には6月13日には配線等の電気系統については一切確認はなされなかったのでしょうか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 そこまでは確認するという余裕、までは思いもつかなかったということでございます。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 未確認ということで認識させていただきます。

それから、翌6月14日に市がああの建物の鍵を回収したとの報告が7月20日の産業委員会でなされておりますけれども、建物の鍵を回収された部署、また対応された職員の方がわかればお答えいただきたいと思っております。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 鍵の回収ですけれども、私と、たしか商工観光課の職員と、あと何人かいたと思います。鍵を返してくださいよということで行って鍵を受け取りました。相手方が幡上さんでしたかね。おられて……。

○橋本委員長 もう少しちょっと。

○中島証人 幡上さんから鍵を受け取りました。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 それから、先ほど御答弁にもありました一般質問の質問を受けて直ちに状況確認に向かったとのことですが、6月15日に電線等の盗難を確認された、対応された部署と職員の方がわかればお願いします。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 6月15日は私と、たしか元まちづくり部長の高橋さんと、それから大森君だったかな。それから、もう何人かいたと思うんですけれども、それで実際に見に行って、写真を撮りました。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 その6月15日にはもう全ての、全館全てを確認されて、写真も撮影されたということでよろしいんですか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 たしか地下2階から上へ上へ上がっていったような感じがします。私もEPSというのを全然知りませんでして、実際にEPSが閉じられていましたので、そこをあけて確認をしました。全館までは私もその中身を確認しておりませんが、大体そういったEPSの関係はずっと下から確認した覚えがあります。そのときに、地下のときにここはちょっと危ない

よなっというふうな話をしたことは覚えています。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、先ほど参考人として警察の関係者の方おいでになって、発覚がとにかく6月15日に発覚をして、被害届が出されたのが10月4日、3カ月余り期間を要しとるわけですけれども、その間市側と警察との間で事件が発覚したんだということで市のほうから相談なり、それに対する警察からのやりとり、そのあたりをお尋ねしましたら、刑事課長、当時の記録等も残っていないというような回答だったんですが、それから記憶が、その当時まだ課長さんもおられない時期だったんで、定かではないということで明確な御答弁いただけなかったんですけれども、その3カ月余りの期間に市のほうからすごいことが起こったんだ、盗難事件が発生したんだということで備前警察署のほうには働きかけ、また通報等はなされなかったんでしょうか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 当然通報、相談には参っています。そのときに、相談しに行ったときにたしか被害額を教えてくださいというふうに言われました。被害額はすぐにわかりませんというふうにお答えしたら、それがわかってから正式な届けを出してくださいというような言い方をされたと思うんですけれども、とりあえずそういう事件があったということは相談としてたしか承っておくようなことを言われたと思います。ちょっと被害額算定に時間がかかって、正式に出すのがそういう10月4日でしたかね、というふうになったということです。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 じゃあ、その最初の警察署に対して……。

○橋本委員長 通報したの。

○石原委員 通報、先ほどありましたけれども、いつなされたんでしょうか。最初の通報。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 ちょっと日付までは申しわけございませんけども、覚えておりません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、先ほどその際警察のほうから被害額をきちっと算定した上での被害届の提出を求められたということで、その認識で、確認なんですけど、よろしいですか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 正式な被害額というよりも、大体どれくらいの被害額になるのかなあと。概算でもいいようなことを言っていたと思うんですけど、ちょっとわかりませんが、とにかくその金額を教えてくださいというようなことを言われていたような気がします。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 もう一般市民としての感覚といいますか、一般的な感覚からしますとそういう事象が起こった際の被害を届けて、それに対して警察側が遺失したものの金額をきちっと積算、算出して被害届を出してくれというようなこと、あれだけの規模の被害ですからかなりの期間も要す

る、費用も要するというのには目に見えてわかるんですけども、何か被害を通報した時点で一旦は被害届を受け付けてくださって、即座に何らかの初期対応に入っていただけるものを、形を想定するんですが、市のほうはそういう警察側から金額をきっちり算出した上で改めて出し直してくれえというような警察側からの要請に、それはもう納得されてあぁ、そうですねということとで期間を要して、何かその被害届の出し方についてのやりとりなんかはなかったんですかね、警察との。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 当然、委員さんがおっしゃるとおりで、私も届け出したときにどうしてそうなんですかということで、もっと早く捜索なりしてくださいよというお願いはしりました。でも、たしかそういった額を教えていただきたいというようなことを言われてちょっと時間がかかったというふうには覚えてますね。何でこんなんだろうかというふうに疑問には思いましたが、警察がそういうふうと言われるんですから、それはもう仕方がないのかなあというふうには思っていました。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 最後に確認させてください。その際に警察側からそういう金額を算定してということに対して法規的なこととか、捜査規範等に鑑みてこういうことだから被害額を算定して被害届を出してくださいというような明確な説明というか、そういうものはあったのでしょうか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 ちょっとそのあたりまでは申しわけございません、覚えておりません。

○橋本委員長 よろしいですか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 その他の方で発覚時の対応について、さらに質問したいという方はおられませんか。

田原委員。

○田原委員 今の石原さんの補足なんですけど、警察とのやりとりはわかりましたけども、それは部長1人で行かれたん。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 私一人です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、警察の担当者はどういう立場の方でしたか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 済いません、覚えておりません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、先ほどの警察のやりとりはわかりました。それで、疑問にも思ったけれど

も、いろいろ調べてもらって、それで10月4日に出された。その間、警察は見にも来なかったわけ、現場を。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 ちょっとそのあたりはわかりません。記憶にないですね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それから、先ほど備前署の方は届け出が出てから初めて鑑識に入ったんだと、現場を見に来たんだということでした。それで、鑑識のときには立ち会いは誰かがされるんですね。初期的な質問ですけど。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 私と何人か職員で立ち会いをしました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 地下から屋上までというたらかなりの量なんですけど、何日ぐらいかかりましたか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 結構時間はかかったと思うんですけども、何日間にわたってしたかどうか、その辺は申しわけございませんけど、ちょっと覚えておりません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 1日か何日かかかったかということとはわからないということによろしいですね。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 はい、そうです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それから、先ほど6月1日の自家発の3機の切断については、これ監査請求のあれを見てみると津波発生時の避難場所としてその指定のために自家発電機が使えるかどうかということを見に行きましたということがその監査請求の中の尋問に載ってるわけです、監査結果の中に。当然、おたくの商工観光じゃなしに危機管理課かどっかかもわからんのですけども、そこではっきり電線が切断されているというのが6月1日に確認されとるわけですよ。ただ、そこはほかのところは見ませんというこの監査報告の中にあるんで、どこがどうなのかというのはまた危機管理かどっか尋ねてみたいと思うんですけど、その自家発が切断されて盗難に遭ってますよという報告は商工観光のほうへは一切連絡はなかったということなんですね。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 連絡なかったかどうかというのはもう正直言うて覚えておりません。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいですか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 時間配分もありますので、次の質問に行ってくださいよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、2点目の賃借契約、賃貸借の契約なんですが、関係者に対する事件の聞き取りについてということで、これは発覚以降、盗難を発覚以降賃貸借人である人に対して、元賃貸借人ですね、に事件の聞き取り等は行ったかどうかについてお尋ねをいたします。

中島証人。

○中島証人 電線の切断を確認しまして、その後NPOの片上まちづくりさんと、それから株式会社備前まちづくりさん、こちらのほうに来ていただきまして、現場を見ながらこういう状況なんですよということで事情聴取ですか、ありませんかということを知った覚えがあります。

○橋本委員長 それらにつきまして、委員の皆さんから御質問ございませんか。

田口委員。

○田口委員 NPO法人片上まちづくりと株式会社備前まちづくりはそれぞれどなたが来られましたか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 NPOの片上まちづくりはたしか本郷さん……。

○橋本委員長 本郷さん。

○中島証人 はい。それから、株式会社備前まちづくりが幡上さんと、それからもう一人吉村さん。

○橋本委員長 吉村。

○中島証人 はい。ともう一人いたような気がするんですけども、ちょっとそこまでは覚えてません。

以上です。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 それぞれフルネームではわかりませんか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 本郷さんの下の名前はちょっとわかりません。それから、幡上さんは幡上義一さんでしたかね。それから、吉村さんは吉村武司さん。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

それでは、津島委員。

○津島委員 株式会社備前まちづくりのもう一人増田さんというのをちょっと見かけたんで、起案書なんかで見かけたんですけど、増田さんはフルネームは何ちゅう名前ですか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 もう正直言うてわかりません。フルネームまで聞いてなかったと思います。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 この私が質問した増田さんは、このときに立会人で来られておりましたか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 私もその増田さんという認識、面識ございませんので、たしか1人、もう一人おられたようなということでございます。

○橋本委員長 よろしいか。

それでは、次の質問に移ってよろしいか。

〔「ちょっと待って」と田原委員発言する〕

田原委員。

○田原委員 今、NPO、それからまちづくりの人に尋問されたんでしょう、ね。それで、それは発覚してからの尋問ですわね。14日に鍵返してもらって、15日に見たらそうになっていた。今まで貸していたNPO、貸していた備前まちづくりの人に尋問したわけですよ。それで、その人たちは一切知らんというのか、その間1日あるわけですけど、少なくともあれだけの事件を起こすのに14日から15日の一晩でできるような、丸1日でできるような作業量じゃないはずなんよ。当然、あなたたちに貸していたときの事件ですよというて当然それ聞かなかったわけ。それとも、聞いたけども、その人たちはどういう答弁したわけ。尋問したんでしょ。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 確認したのは、その次の日じゃなくってしばらくたってから……。

○橋本委員長 日付は、日付はわかりますか。この聞き取りを行った日。

〔「日付はいい、それは報告書があるからええんだけど……」

と田原委員発言する〕

〔「何かありませんか。そのときに……」と中島証人発言する〕

〔「相手側がどういう答弁したかっていうこと」と田原委員発言する〕

○中島証人 相手側にこういう状況になってるんですよ。御存じありませんかとか、こういう状態になっているの知ってたんですかとか、どうしてこうなったんですかとか、いろいろたしか聞いたと思います。その当時は、私は何も知りませんということで、NPOさんも備前まちづくりさんも皆さん同じような答えが返ってきました。

以上です。

○橋本委員長 知らないということね。

田原委員。

○田原委員 当然、そのときは被害箇所はその皆さん方を御案内したわけね。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 当然見に、こういうふうになってますよということで現場の確認をしております。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 それでは、次の質問に移ります。

中国電気保安協会の調査内容についてお尋ねをいたします。

御説明ください。

中島証人。

○中島証人 被害額の算定ということでよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 そうですね。

○中島証人 その件につきましては、先ほどどういった形で被害額を算定するのが一番早く手っ取り早いのかというような話でいっていたと思うんです。そのときに、中国電気保安協会さんのほうが一応あそこの配電盤とか電気のメンテナンスを行ってくださってましたんで、内容的に非常に詳しいのではないかとということで、とりあえず早く被害額を算定しようという方法はございませんかというふうにたしか聞いていただいたと思うんです。直接私が聞いたわけではございませんけれども、その聞いた話によるととにかく現場を見てどのくらい電線が盗まれているのかといったその量、これをちょっと調査したいということで調査をしていただいて、それでとにかくその部分でたしか材料の単価でしたかね、スクラップ単価だったかな、そういった金額を掛けて大体これぐらいになるよということで。ただ、再建築とかもとどおりにするという考え方は当時は非常に費用もかかるし、予算もとらなければいけないし、調査に時間かかるということで、これはとりあえず早く警察に出して調査をしていただくということで、そちらのほうをお願いして、したということでございます。

○橋本委員長 それぞれ例えば中国電気保安協会に調査を申し入れた日付、それから中国電気保安協会が現地に入ってどれだけ盗難を受けているかというのを調べた日にち、それから報告書が出てきた日付、それらについてわかりますでしょうか。

中島証人。

○中島証人 ちょっと資料ございませんので、日にちまではわかりません。そちらのほうにありませんかね。

○橋本委員長 わかりました。それでは、この3点目に関しまして皆さんの関連質問を希望される方は発言を許可したいと思います。

津島委員。

○津島委員 平成23年7月12日、中国電気保安協会の立ち会いによる調査で……。

○橋本委員長 7月12日。

○津島委員 7月12日、平成23年7月12日。担当者は誰だったか覚えておられますか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 私も立ち会いをしたのは覚えています。あと、職員が何人かいたと思うんですけれども、ちょっとそのあたりも、申しわけございません。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 被害調査報告書及び被害額の算出の根拠はどうだったんですか。根拠はどのようなのでしょうか。

○橋本委員長 それらについては被害届の内容についてというところに入りゃあせんですか。

〔「なら、やめとこか」と津島委員発言する〕

いやいや、次に質問をしていただけたらと思います。先に答弁があるかもわかりませんので。ほかにこの中国電気保安協会の調査内容についてという小項目についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に移りたいと思います。

被害届の内容について、証人のわかる範囲で説明を求めたいと思います。

中島証人。

○中島証人 被害届の内容は、たしか状況、電線が盗まれたということで状況を書いたと思います。それから、あと図面か何か下さいということと、それからそこにたしか出入りしていた方の名前……。

○橋本委員長 はあ。

○中島証人 出入りしていた方の名前か名簿か何かいただきたいということで、確実に出入りしたかどうかはわかりませんが、大体思い当たる人だろうといったことでも構いませんかと聞いて聞いたような記憶はあります。そのときに、いろいろ出入りされた方の名前を書いて出したと思います。

以上です。

○橋本委員長 ただいま4点目の被害届の内容についてを説明いただきましたが、これに関しまして質問を希望される方。

津島委員。

○津島委員 先ほどのですが、被害額の156万数千円、算出の根拠は、根拠を教えてくださいと思います。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 先ほど説明したとおりで、たしか中国電気保安協会さんに調査をしていただいて、電線の量が大体おおむねこれぐらいだろうというのを推測していただいて……。

○橋本委員長 これぐらいというのは14トンということを言われたんですね。

○中島証人 そうですね、トータルで。それに単価を掛けて算出したということでございます。

○橋本委員長 その計算はあなた方がやられたということですか。

○中島証人 いいえ、違います。たしか向こうの方が……。

○橋本委員長 この157万円、6万円か7万円、6万数千円というのは中国電気保安協会の方がそのように言われたということですか。

○中島証人 たしかそうだと思いますね。

以上です。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 関連質問でもよろしいか。

○橋本委員長 はい、よろしいですよ。

○津島委員 もう一つ、お尋ね、中島課長、当時課長だったときの中島課長にお尋ねいたします。

吉村武司氏より平成18年5月26日に旧アルファビゼンへの寄附金を返還していただきたいとの申出書と平成20年12月22日には寄附金返還要求書が出されておりますが、この吉村武司氏より市へ寄附金返還の要求があったことをあなたは御存じでしたか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 私がこのアルファを担当したのは平成22年4月以降ですので、それ以前のこととはわかりません。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 わかりません言うたんか。

○橋本委員長 うん。

〔「ほな、もうええわ」と津島委員発言する〕

ほかにございませんか、この被害届の内容についてということで。

田原委員。

○田原委員 先ほどの答弁で、被害届を出したときに、これはこの開示請求で被害届出してもよろしいかという伺いが出てるんですけども、内容について一切触れてないんですけども、どういような出し方をされたわけですか。文書の決裁をもらって出したわけ、それとも口頭で言われたのか。被害届を誰の名前で出したのか。あなたが出しに行ったということは……。

〔「警察にですか」と中島証人発言する〕

警察に、そうそうそう。警察に出したときに決裁をもらって持っていったんでしょ、当然。その辺を聞かせてください。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 済いません、決裁をもらったかどうかわかりませんけれども、私としてはとりあえず一刻も早く出したいということで、たしか上司には相談、勝手にはしませんで、上司には相談して、一日も早く出したいんですということで持っていったことは覚えています。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、図面と出入りした人の名前という、名簿を出したということですけど、それはNPO片上まちづくりの人、株式会社備前まちづくりの方の名簿ですか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 たしかそうだったと思います。それと、市の職員です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そこで、さっきの聞き取り調査のときにちょっと返るんですけども、市は返しても

ろたときに当然それまでになくなるとるわけだから、備前まちづくりの人は知らん言うたら、ああそうですかというて済ませたのか、普通ならあんたたちが使ったときにのうなったんじゃないんですかと。備前まちづくりならまちづくりさん、あなたたち警察へその辺の事情言うていかれたらどうですかというようなアドバイスはしなかったわけ。もう一旦返してもろたから自分たちの責任を感じて備前市が届けたのか、その辺のやりとりはまちづくりとあったわけ。それは一切なかったのか、あったのか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 濟いません、その辺のやりとりの詳細についても覚えていません。わかりません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 届け出を出したら恐らく警察は調書ということで宣誓をしてあなたにいろいろ聞かれるわね。そういうようなことについて、備前署からあなたに対して質問とか調書をとられるときにその辺のやりとりはなかった。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 やりとりというか、状況を書いてくださいとか、そういうふうなお話で、たしか私が住所と名前を、これは覚えてるんですけど、書くときに、ここの東片上の126番地というて書こうとしたときに、自宅の住所と名前を書いてくださいと言われたんで、何でかなあと。どうしてですかというような話をしたような記憶はございますね。それってどうなんかなというふうな気持ちはございました。

〔「職員として行っとなんじゃけね」と田原委員発言する〕

はい。

〔「なるほど」と田原委員発言する〕

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

田口委員。

○田口委員 当然部長さん、市の建物だから当時の管理責任者っていうのはどなただったんですか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 NPOの片上まちづくりに全部賃貸してますんで、これは証言になるかどうか、ちょっとそのあたりは私もわかりませんが、どうなんですかね。ちょっとその辺は申しわけございません、わかりません。

○橋本委員長 よろしいか。

田口委員。

○田口委員 それと、電線切られて、切られる前は例えばまちづくりさんが野菜工場か何かかんかされているところへ現実行かれたことはあるんですか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 そうですね、何回か行かせていただきました。実際に中で野菜工場をつくったり、それからスケートリンクというのがありました。スケートリンクと、それから高齢者がちょっとギャラリーというんですか、ギャラリーをつくっとられました。それから、何かそういった形で作業というんですか、それは確認しています。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 すると、具体的にそのときの電気というのは当然あそこ最上階に変電施設があるじゃないですか。6, 600ボルトを受電して、そのときはじゃあそれをだんだんだんだん落として使っていたというふうに理解しとってよろしいんですか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 たしかそれはお金がかかるんで、何かとめたというようなことは聞いています。ちょっと時期はちょっと覚えてませんが、やはり高圧ですんで、非常に維持管理というんですか、電気代が高いんで、それはとめさせてもらいましたというようなことはちょっと頭にありますね。

○橋本委員長 よろしいか。

○田口委員 はい。

○橋本委員長 じゃあ、委員長のほうから1点質問をしたいんですが、この被害額の算定で14トン157万円ですか、これスクラップ価格で被害額を算定すること自体我々もおかしいと思うんですが、緊急性をもってやったということでそのようにしたという証言がございましたが、スクラップ価格にしても14トンで157万円ちゅうのは余りにも安いんじゃないかと。当時のこのスクラップの価格で数百万円、七、八百万円にはなるんじゃないかという証言が皆さんからあるんですが、その点については中国電気保安協会が156万数千円だということを言われて、それをうのみにして警察へ被害額を出したということで認識しとってよろしいんでしょうか。

中島証人。

○中島証人 うのみというか、とりあえず一日でも早く警察に届け出をしたいというようなことが頭にありましたんで、その金額をもって警察に届け出をいたしました。

○橋本委員長 よろしいか。

はいじゃあ、川崎副委員長。

○川崎副委員長 先ほどの説明で数量、盗まれた数量プラス単価ということを言いましたよね。単価は誰が言ったんでしょうか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 正直言ってわかりません。

○橋本委員長 中国電気保安協会ではないんですか。

○中島証人 多分そうじゃないかなあとは思いますが。

○橋本委員長 川崎委員。

○川崎副委員長 数量が確定しても単価が確定しなければ金額出てきませんからね。確認の意味

で私は数量を確定した中国電気協会が数量とともにその当時の市況でのスクラップ単価を出して計算したのではないかという理解ですけど、単価と数量は出したけれども、イコール幾らになったかは職員側がしたのか、その辺は微妙なんで、一応参考までにお聞きしとんですけど、どうでしょうか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 当時、私は課長でしたんで、担当者がそれを聞いてしたのかどうか、その金額そのものの報告をたしか受けたと思いますんで、実際にそれがどうかというところまではわかりません。

以上です。

〔「委員長、時間延長されるのか」と田原委員発言する〕

ちょっと、15分までは大丈夫なんですけど、できるだけ早くお願い、15分までは大丈夫です。

〔「まだ、いっぱい聞きたいことがあるんで」と田原委員発言する〕

それで終わらなければ昼からもあわせてやりたいと思います。できるだけ早くやっていただきたいと思います。

ありますか。

田原委員。

○田原委員 我々、開示請求をしたらこういうふう我真っ黒けで出てくるんですわ、被害額がね。それで、先ほどの156万9,600円という中でもケーブル推定被害額、推定金額、それから耐火電線、変圧器銅のバー、切りかえスイッチと、こういうようなもの全部合わせて156万円という形で出てくるんですよ。当然持ってますよね、皆さん方もね。我々こういう黒塗りですけども。全然不思議に思わなかった、金額的に。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 開示請求の部署は私の部署とは、たしか総務課でしたか、といった形なんで、そこまではわかりません。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 いや、開示請求のことを言うとんじゃなしに、こういうような中国電気保安協会が被害額はこうですよという書類をもらって警察へこれも添付しているわけ、警察への届け出。それはない。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 たしか金額だけじゃなかったかなあとは思いますけど、そこまで済みません、記憶にありません。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

次の質問に移ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問で賃借人の管理責任にかかわる弁護士との協議についてということで、これらにつきましては弁護士と相談をされたのかどうか。賃借人ですね、NPOも株式会社も含めて管理責任を追及するや否やという点について弁護士と相談をされたかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

中島証人。

○中島証人 多分、当時私課長でしたんで、担当者がしたのか、そのあたりは申しわけございません、余り記憶にないんで。

以上です。

○橋本委員長 わかりました。余り記憶にないということですが、この点につきまして委員の皆さんからの質問ありますか。

星野委員。

○星野委員 弁護士との協議は誰が担当されたか覚えておられますか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 多分、その協議じゃなくって、一連のいろいろな協議があったと思うんですけども、そういったときに多分総務課の方と一緒に行って話しています。どれがどれだったかというのはちょっと覚えておりません。

以上です。

○橋本委員長 総務課の人物は特定できますか。

○中島証人 当時誰だったか、ちょっと異動でころころかわりますんで、申しわけございません。

○橋本委員長 星野委員。

○星野委員 では、担当者から弁護士の意見については聞かれていますか。どういう意見をいただいたというのは。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 濟いませぬ、当時のことは余り覚えなくって申しわけございませんです。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 私ばかり言って悪いんじゃないけど、ほかの人は疑問に思わんのか知れんけど。起案書には川平主査が起案出して、濱山係長、中島課長、産業部長、合議として財産管理係長、財政課長、みんな合議をもって副市長、市長まで出てるわけ、これがね。そこには被害届を提出してよろしいかということとあわせて建物、賃貸借契約地における賃借人の管理責任について今後弁

護士と相談して対応してよろしいかという起案書なわけ。当然、弁護士と相談しとるわけ。ただ、やはりそれは全く知らないということは言えないと思うね。しっかり思い出してください。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか、証言を求めますか、これについては。

〔「忘れた言うんじゃからしょうがない」と田原委員発言する〕

それでは、続きましてこの6点目の管理責任の請求を、請求というんですか、追及をしなかった理由について中島証人がわかる範囲で御答弁を願います。証言願います。

中島証人。

○中島証人 そこまでは当時としてはばたばたしてたんで、そこまでは思いも寄らなかったのかなあ。ちょっとそのあたりはよくわかりませんが、私も25年9月まででしたんで、その後のことは正直言うてわかりません。

○橋本委員長 そのような証言しかいただけませんでした。委員の皆さん関連の質問等ございますか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 その当時、事件が起きた当時は担当部長は竹林担当部長だったと思います。グラウンドゴルフで一緒になったんで、少し雑談したんですけども、ほとんど部長クラスでは余り論議されてないような、このことについて、の言い方してました。もう担当課長か係長か、任せというような中身ですけれども。だけれども、誰が上下は関係なくやはり今の田原さんの発言によると弁護士とも管理責任は法的に問うてよろしいですかということであれば、中島さんは覚えてないにしても、その係長か担当職員かよく知りませんが、そこらあたりは直接弁護士と相談し、それなりの意見なりアドバイスを受けてるんじゃないかと思うんですけど、そういうことについての情報についてもほとんど記憶がないということで確認してよろしいでしょうか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 そうだと思います。

○橋本委員長 管理責任の請求をしなかった理由については、当時担当課長ということで余りこういったことには深く立ち入ってないと。その他の者が交渉していたということで理解しとってよろしいでしょうか。

中島証人。

○中島証人 その他の者が交渉というよりか、多分弁護士の相談なんかもそちらのほうでされてたんじゃないかなあというふうには思います。

○橋本委員長 この点一番重要なんですけど、座ってください。市の財産が盗難に遭ったんですから、その管理をしていた当時に盗難に遭ったんですから、管理責任を請求あるいは追及するのは当然のことなんですけど、それがなされてないということに皆さん疑義を持っておられるんですよ。何かあったんですかということをお聞きするわけなんです。もっと記憶にないという答えだけじゃなくって、そこら辺突っ込んだ証言はいただけませんか。

中島証人。

○中島証人 済いません、5年たってますんで、前の資料か何かあれば思い出すかもしれませんがけれども、今のこの頭の中には申しわけございませんけれども、よく覚えておりません。

○橋本委員長 わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

施設返還の際の対応についてということでございます。施設返還が6月13日に撤退を確認して、6月14日鍵を回収されたということでございますが、この間の経過、経緯について説明を願いたいと思います。

中島証人。

○中島証人 6月14日ですか、鍵を返していただいたときに私と市の職員何人かで行きまして、相手がたしか幡上さんだったと思います。

○橋本委員長 6月14日、幡上氏。

○中島証人 そのときに鍵を返していただいたんですが、鍵の数が多くて、たしか委員会でも説明してたと思うんですけども、10個ぐらいあったんですかね。何でこんなに多いんですかということ質問したことあります。そのときに、たしか出入りの業者の分まで合い鍵をつくって渡してたんだというようなことを言っておられました。それっておかしいんじゃないんですかというふうな話もしたことは当時は覚えています。

以上です。

○橋本委員長 ただいまのような証言でございましたが、委員の皆さん。

田口委員。

○田口委員 そのときに当然マンションにしても、アパートにしても、返すときには業者の方来られて逐一ずっと点検するじゃないですか。当然中に返していただくのに見に入れば電線ないんだから電気ついてないでしょ。中に入ってないんですか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 たしか昼間だったんで、たしか電気はついてなかったような気がしますね。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 この前も視察に行かせていただいても玄関の入り口あたりは確かに電気がなくても見えますけど、ちょっと中に入ると昼間でも暗くて電気がないと見えないじゃないですか。なら、その返してもらうときに、要するに鍵はちょっと多目、多い数だけ返してもらったけど、中の点検はしてないということですよ。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 たしか1階のワンフロアしか使わないということだったんで、1階のフロアについてぐるっと回って点検をしたということはありますね。あと、上のほうに行ったのか、下のほうに行ったのかちゅうのは多分ちょっとなかったような気がするんですけども、とにかくワンフロアしか使っていないということでしたんで、その確認はしました。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 しつこいようですけど、あれぐるっと回るということは多分電気がついてないと奥のほうぐるっと回ってこれないと思うんですよ。そういう記憶はないですか、電気がついてなかった、当然。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 濟いませぬ、懐中電灯持っていったかな。ちょっとそのあたりは申しわけございませぬ。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 鍵の数、たしか資料報告では14個とかなんとかというような確認したと思うんですけど、渡した数よりふえて返ってきたということで、出入り業者だということなんですけど。ちょっとその鍵の中身なんですけど、その鍵は中央、表の出入り口の鍵一本で全ての各階の部屋の鍵があくのかなと。今回、私視察行きましたら職員の方がその盗まれた配電盤というんですか、専門的なことよくわかりませぬけど、配線している部屋には全て鍵がかかるようになって、一々あけてたしか懐中電灯で現場確認した覚えがあるんですよ。一体その返してもろた鍵というのはどういう機能を持っていたのか、わかる範囲で説明をお願いします。オールマイティなのか、それとももう……。

○橋本委員長 マスターキーかどうかということですね。

中島証人。

○中島証人 たしかマスターキーもNPOさんが渡されてたんじゃないかなあというふうには思いますけれども、多分備前まちづくりに転貸借するときには私の前の担当者でしたんで、私はそこまで確認しておりませぬけれども、たしか返してもらったときもマスターキーもあったような気がしますね。

○橋本委員長 川崎委員。

○川崎副委員長 マスターキーがあれば全てあくんかどうかというのはよくわからんのですが、特殊な部屋がありましたからね。ただ、今の鍵たくさん返ってきたその中身の構成、全てマスターキーなのか、それとももう専属のその部屋だけのキーなのか、ちょっとそこが曖昧なんです、わかる範囲で。それとも、各団体マスターキーは一つだけで、その他残りの十数個についてはもうその使用する専門の部屋の鍵だけかどうかということ。どうでしょうか。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 たしか入り口ですかね、シャッターの隣にドアがあると思うんですけども、入り口の鍵等でしたかね。何か何種類か種類の鍵があったようには、だったと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

以上ではいじゃあ、それでは以上で中島和久……。

〔「ちょっと待って。ちょっと1つ聞きたい」と田原委員発言する〕

田原委員。

○田原委員 時効の延期のことで聞こうと思うんですけど、時効の延期が延びたようなん、考え方がちょっと変わったようなんですけども、ちょっと大事な点でぜひこれもお尋ねしとかんといかんですが、旧アルファビゼンのアナログ放送、要するに共聴アンテナが異常になりましたね。異常だったんですよ。それで、私開示請求をするとその資料が出てこないんです。難視聴対策工事の資料しか出てこなかったわけ。それで、いろいろ調べてみると不思議なことが出てきとんですわ。共聴テレビアンテナの異常が平成22年9月25日の午後10時ごろに見えなくなったということでいろいろ調べてみると、次の日に、いろいろ調べたけども、わからなかったから屋上のブースターからじかに線を引いて復旧したんだという記録が出てきとるわけですわ。ところが、それもこの間業者さんに尋ねてみると、デジタル化の工事ではなしに応急処置の工事をしてるわけです。それで、聞いてみると市から頼まれたということと、それからその事故のあった次の日にいろいろ調べたけども、時間がかかるからしょうがないからもう直接線を引けということとでその業者さんはそうしたんだと、それで普及したんだと、こうなるとるわけです。それは、どこがその業者に発注したのかと。

この間、未収金380万円は最終的には支払いしましたわな。それとこれ別のような気がするんですわ、この工事とね。そのことについて当時は川辺課長ということが出とんですけども、御存じないですわね。

○橋本委員長 中島証人。

○中島証人 当時は私は市内に、たしか日曜日だったかな、当時日曜日でしたね。市内にいなくて、たしか川辺課長さんと、それから川平君だったかな、対応して、とにかく早くテレビをつけてくれえというようなことで、急いで一番早くつけていただくのには直接つなぐほうが一番早いだらうということで工事をしたというような報告は次の日だったかな、受けています。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そのようですが、とにかく仮設工事でしたんですけども、切断箇所が判明できないので、じかにつないだという記録がここにあるわけですよ。それで、その工事が市から頼んだのか、380万円は結局NPOから弁償してもらったわけですけど、このお金はどこから払うたんなあという疑問がありますんで、また改めてお尋ねしますんで、よく調べといてください。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で中島和久証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

退室いただいて結構です。

この際、暫時休憩をいたします。

午後0時15分 休憩

午後1時29分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 旧アルファビゼンの実地調査について *****

それでは、旧アルファビゼンの実地調査についてに入ります。

9月27日の実地調査につきましては、御協力をいただきました関係者の皆様に御礼を申し上げます。

本日は、実地調査依頼にかかわる9月26日付回答書について執行部からの説明を求めため、佐藤総合政策部長、尾野田庁舎建設担当官に出席をお願いしております。

尾野田庁舎建設担当官におかれましては、10月1日付で異動しておられますが、27日の実地調査において担当者として御同行いただいておりますので、本日出席をいただいております。

それではまず、委員長のほうからお尋ねをいたします。

9月26日付の議長宛ての旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会の実地調査について（回答）ということで文書をいただいておりますが、このような文書の作成に至った経過、経緯について、まずもって御説明をいただけたらと思います。

どちらでも結構でございます。

よろしいか。このような文書を作成に至った経過です。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 議会のほうからアルファビゼンの公開をしてほしいということで、文書でお願いしましたところ、私どもと、文書が来ましたので、私どもとしましてもこういう文書でお答えしたという形でございます。

○橋本委員長 それはわかっておるんですが、このような文書、つまり一番後ろの部分、後段の部分で一般や報道へ今まで公開していない理由は警察から広く一般に公開することは犯人しか知り得ない云々と、ここの文章、この文章を記載に至った理由、それは今まではそれでいいでしょうけれども、当百条委員会は一応公開を原則としておりまして、報道関係者の撮影、録音等々を認めております。この施設、旧アルファビゼンの我々実地調査をするのに同行したいという申し出がありましたが、今までの理由を盾にこのようなことをされたということで、若干げげんに思っております。このような文書を作成した背景についてお尋ねをしております。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 今までの委員会でも申し上げてきましたが、マスコミの方を入れて公開するということは、その盗難現場の状況が広く一般に示されるということになると思います。そういうことは警察の捜査としては非常に支障が出るということで、そういう話を受けておりますので、警察のほうから。そういうことを考え合わせて今回こういう形、答えにさせていただきます。

○橋本委員長 そのような答弁でございます。

ほかの委員の皆さんのほうから質問があれば、質問を希望される方は挙手の上お願いをいたします。

どなたからでも結構です。

石原委員。

○石原委員 今、手元にそのときの9月26日付の文書があるんですけども、実地調査についてでございます。1行目の中段に今回は当委員会の要請により特別にという表現がなされておるんですけども、今後を想定する中で前回現地調査といいますか、視察をさせていただいたんですが、その視察の際にまだ不十分な点があると。もう少し委員会として現地を視察したいんだと、細やかなところまでというような状況が生じたときに、議長から市長宛ての同様の要請に対してはここ、特別にというところだけ読みますともう今回だけなのかなというイメージで捉えたんですけど、今後はそういうような要請に対してはどのようにお考えでしょうか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 今回はという話、入っておりますけども、新たな要請があった場合はその都度考えていきたいと、その時々で対応を考えていきたいと、そういうふうを考えております。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 その都度、その都度でお考えということなんですけど、委員会は当然あの施設内の全容を少しでも理解するための視察の要望ですので、その都度考えていくのは何かちょっとおかしいような気がするんですけども、いかがなんでしょうかね。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 決してアルファビゼンの公開を拒むということじゃなくて、それはその内容によりまして考えていきたいということで、決して公開を拒むというものではありません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、そのもし仮にですが、現地を、施設内を電気系統について視察をしたいんだというときに、我々何も電気に関してはもう素人ですんで、僕なんか特にですが、そのときに仮に電気に詳しい専門業者の方であったりという方を同行いただいて、逐一説明も受けながら視察というのはいかがなんでしょうかね。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 先ほど申しましたけど、その都度という、そのときにはそういう依頼がありましたらそこで検討、どうするか考えたいと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 じゃ、その都度よろしくをお願いします。

それから、今回9月27日の視察に関してですが、写真、動画撮影も可とするが、このうちの

代表者1名のみ撮影であれば結構ですよという形だったんですけども、この代表者1名のみ撮影とされた根拠をお聞かせいただければと思います。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 警察のほうから広く一般に公開ということはやめてほしいということもありましたので、その点を考慮しまして総合的に判断したものでございます。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 今後につきましては、その都度状況に応じて御検討とのことですが、警察、備前警察署の刑事課長来られまして、この件に関してやりとりございました。その際に、警察のほうからはここに記載されとるような内容の要請は備前市に対してしたけれども、そこから先の判断はあの施設の所有者である市の判断にもう委ねますといえますか、最終的な判断をなさるのは市の判断です。あの現場をそういう、警察側の要請はありながらも、公開をもし一般に広く公開をされても警察としては法的な規制であったり、捜査規範等の規制にも抵触することなく、警察側としては問題ありませんよというような回答をいただいたんですけども、それについては現時点でどのように捉え、今後もし恐らく広い市民の方も、それから報道関係の方も施設内を少しでも状況を把握したいというような要望今後も引き続きあると思うんですが、そのような警察側のお考えを含めて現時点でその点についてお答えできる範囲で御答弁いただければと思うんですけども。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 警察のほうから要請がありますので、その点を含めまして市の内部で総合的に判断したもので、今回判断したものでございますので、今後も同じような形でいくことになろうかと思えます。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 今後ともあるんですけども、そういうような法的な、厳密なあそこを何が何でも封鎖して、報道陣や一般に、そういうことは厳密な法的な規制はないとのことなんです。今後もし仮にこの百条委員会、委員長、それから議長を通じて市に対して、市長に対してあの施設内を少しでも広く公開をしてほしい、現場も含めてという要望があったときには、今回と同じこういう回答がなされるということで、これしかないんですかということで、今の答弁聞いたらこれしかないような対応のお答えだったんですけど、いかがなんですかね。そういうところも含めて市民や我々の要望にお応えしようという姿勢はみじんのかけらもございませんか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 次回そういう要望がありましたら、また内部で検討することになるとは思います。今の時点では先ほどお答えしたとおりということになります。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 内部で検討つという、この内部っていうのは誰のことですか。内部で検討される

メンバーはどういうメンバーですか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 市長を含めました幹部。

〔「幹部はどなたですか」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 市長プラス幹部。

〔「幹部のどなたですか」と田原委員発言する〕

〔「今まででしたら私も含めて部長級の方です」と尾野田庁舎建設担当官発言する〕

〔「部長はどの部長ですか」と田原委員発言する〕

ちょっと待って、正式にちょっと聞きますから。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 市長、副市長、それから市長室長、それから総合政策部長、それから私、それから総務課長、契約管財課長、こういったメンバーです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃあ、この文書を出されたのは今おっしゃられた方の合議の上でこの文書を出されたということでしょうか。

○橋本委員長 答弁を求めます。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 そのとおりです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、この間の公開のときに警察がストップするよという警察の要請があったと。どなたからありましたかということを確認しましたが、何とか、警察のちょっとど忘れしたんですが。

○橋本委員長 稲垣刑事課長という答弁されたんじゃないですかね。

〔「どなたからでしたか」と田原委員発言する〕

そのとき、現地でやりとりがあったときに警察のどなたから聞かれましたかという質問に対して尾野田庁舎建設担当官はどのように答えましたか。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 稲垣刑事課長です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それから、先ほどその都度検討するという答弁でした。平成27年6月22日に出た本吉渚さんからの住民監査請求がありますよね。御存じですかね。それで、その結果が27年8月17日に出てるんですよ。その中で、平成24年5月2日、平成25年12月12日の2回にわたり警察からの話が出てるんですよ。それで、それではその監査結果はそのときにあそこはいじっても構いませんと。捜査は教えられないけれども、そこを改修しても、整備しても構い

ませんということでこの監査請求が生かされるんだということなんですよ。これに基づいて皆さん方は、少なくとも私たちも含めて企業誘致をしましよとかということでいろいろな業者にも見てもらい、私たちも何回か入りましたよ、現場へ。そういうことを経ながら何で今どきになって見せたらあかんということが我々に言われるわけ。

ほいで、先ほどの備前署さんについてはわざわざ問い合わせたというじゃないですか、28日まで、この間の件について。何で問い合わせたわけ。もう構わん言うとなんじゃろ。私の一般質問や委員会での答弁でも管理責任は市にありますと、最終的にはそう言うたじゃない。そういう言いながら、何で百条するときに見せたらあかんのでしょうかなあという確認を何で警察へせんといかんのです。誰がされたわけです、それ。

○橋本委員長 答弁を求めます。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 警察には私がしましたけども、この確認、アルファビゼンをいらうというときには一言警察のほうにも声をかけてほしいという話は聞いておりましたので、そういうこともありまして、その都度何かありましたら警察のほうと相談をしているというような状況です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 企業誘致ありましたね、いろいろな会社の。企業誘致というたら当然インフラってうか、受電施設その他っていうのは当然見れるんじゃないの。そのときには何の制約もなしにおって、今回何で制約をかけてこられるの不思議でたまらんですけどな。私たちも何遍か行っただよ。行って写真も撮らせてもろたよ。ひよっとしたらさわつとるかもしれない。

そういうようなことについて警察は現場保存で絶対見たらいけんと言うたのか、あくまでも希望としてはそっとしてほしいなあという程度のものだというふうに先ほどの刑事課長の話を私そう受けとめたんだけども。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 現場保存というよりも、広く一般の方に見ることに支障があると、そういうふうな説明を受けておりますので、限られた人にはよかったんではないかなと、そういうふうに私は判断しております。

○橋本委員長 よろしいか。

田口委員。

○田口委員 一つお尋ねするんですけど、きょう刑事部長来られて内装等々をいじる場合は届け出を警察のほうにしてくださいと言われとんですけど、言うんですけど、ありましたかと、そういう事実がというたら、きょうの刑事部長の話では途中私は4カ月ほどちょっと留守してましたけど、そういうのは備前市のほうから一切聞いたことがないというのに、天井がいつだったか、ぼっかぼっか剥がれて見えよったのに、この前行ったら全部ふた張るとんよな、天井が。警察に言われとることを実施せずにじゃなあ、誰がふたしたんか知らんよ。そら、佐藤部長が命令

したんか、そら尾野田さんが命令したんか知らんけどじゃな、塞がっとなるが。あれはどういう意味なん。

○橋本委員長 答弁を求めます。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 私が担当になってから天井を塞ぐとか、そういう指示をした覚えはありません。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 指示をしたことがないと言われるんですけど、じゃあ天井があいとんのは確認はしたことはないんですか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 私が知っているのは今の状態しか知りません。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 津島委員、あれいつだったかな、写真は。

〔「平成27年……」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 ちょっと、ちょっと、委員間でやりとりするのは。挙手をお願いします。

津島委員。

○津島委員 平成27年4月9日でございます。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 平成27年4月9日はその担当は外れとったんですか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 平成27年7月から私は担当です。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 その前はどなただったんですか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 そのときはまち営業課が担当だったと思います。

〔「ありがとう」と田口委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにこの件に関してはございませんか。

では、ちょっと委員長のほうからお尋ねをいたします。

以前、この27年8月以前には結構総務産業委員の皆さんが割とフリーにあの施設の中に入って写真もいろいろと写しておったと。ところが、27年8月に議会議決をして、告訴しなさいということで告訴をしてから急に厳しゅうなって、この前の文書でもありますように写真、動画撮影も可としますが、代表者1名のみにしなさいとか、それから特別に全館の調査に協力しますとか、何か物すごく厳しくなったような気がするんです。以前は比較的フリーだったと思うんですが、そこら辺で大きく情勢が変化したんでしょうか。もう私は日にちがたっておるから、現場検

証も全部済んで、さあもう自由に見てくださいよという状況になっておるんだらうと私は思ってたんですが、そのようになってない。これはいかなる状況の変化なんでしょうか、お尋ねをいたします。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 議会のほうで告訴状をという話が議決がありまして、私どもとしましては告訴状を出す準備をしました。その中で、警察とのやりとりが何回かありましたけども、その中で公開については控えるようにという、そういう話が出ております。そういうことを私は受けておりますので、今までそういうような答弁をしまりました。

○橋本委員長 それで、警察のほうも午前中にお聞きをしましたら、そんな強い調子で自粛するようには言うておらんと。あくまでもこれは市の判断で決められるんだと。だから、市がいいよと、マスコミにも同行していただいで中、内部撮影してもいいよという判断をされたら警察はそれはそれでよろしいということなんですけど、あくまでも市の判断としてそのように公開を制限するという方針なんですか。どなたの方針がこういうふうにさせておるんか、わかれば教えてください。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 先ほど申しましたメンバーによりまして、内部の公開を控えましょうという話です。

○橋本委員長 みんなで。

〔「はい」と尾野田庁舎建設担当官発言する〕

ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 先ほど、備前署さんにもお尋ねしたんですけども、中島当時の課長にもお尋ねしたんです。平成23年当時、今からさかのぼって5年ほど当時に鑑識さんが入るわね、当然。そのときに、調査、鑑識さんが現場を調査しとるわけですよ。それが第1回目。

それで、去年告訴状が出てから、先ほども話がありましたようにまた再度詳しい調査をされたんじゃないかと予測されるんですけど、27年の告訴状が出た後、備前署が来たんか、県警が来たんかわかりませんが、大勢の人が再度入ってますわね。そのときに、職員はどなたか立ち会われたんでしょうか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 告訴状を出してから捜査はされています。そのときは、契約管財課の職員が立ち会っています。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 当初、何日間ぐらいかかりましたかというたら、それはもう忘れましてということなんですけど、去年ですからね。今回はどれぐらいの期間というか、どこをどういうような、これは警察教えてくれなかったんやけど、捜査上の秘密ということ。ところが、立ち会われた

んでしょうからどれぐらいの日数でどういうところを特に見てもらったんですか。あんたたちが管理しとったんでしょ。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 私は直接は立ち会ってはいないんですけども、何回か入るとい話を聞きまして、契約管財課の職員が立ち会っております。期間が何日か言われたらちょっと私もしっかり覚えてないんですけども、何回か、数回は入っております。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 立ち会われた職員さんの名前はいかがですか。教えてください。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 個人名ということですか。

〔「そうです、そういうことです」と田原委員発言する〕

当時の係長だった馬場、それから武元、この2人です。

○橋本委員長 馬場君と武元君ですね。

よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

津島委員。

○津島委員 田口さんの引き続きやりたいと思います。

私は、昨年4月9日に当時の梶藤課長同行のもと、旧アルファビゼンの館内をくまなく地下2階から地上7階まで視察させていただきました。そのときに撮影しました証拠写真、ここへ二十数枚ありますが、先月末この百条委員会で視察したときの様子と現場が食い違うところが何か所か見受けられましたが、誰かに鍵を貸した覚えはありますか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 ありません。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 ほれじゃあ、昨年4月9日以降に館内の片づけをされとる、これが証拠があるんですけど、尾野田さんはそういうことは一切かかわってないということですね。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 私が片づけを指示した記憶はありません。覚えはありません。

○橋本委員長 よろしいか。

○津島委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 佐藤部長、お尋ねするんですけど、そのアルファビゼンで備品台帳ってあるんです

か。

○橋本委員長 佐藤総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 備品はなかったと思います。

○橋本委員長 いや、台帳です。

佐藤総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 備品台帳はなかったと思います。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 この間の市長の答弁、一般質問の答弁によると資産価値が15億円とか16億円とかという話もあったように、当時例えば備前市があれを買ったときには長椅子含めて結構いろいろあったというふうな話も聞くわけですよ。それだけの施設を買収しながら、買いながら、もとは安いにしても備品台帳がないというのはどういうことなんですか。

○橋本委員長 佐藤総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 理由はわかりませんが、今備品台帳はないという状況でございます。

○橋本委員長 不思議ですね。

田原委員。

○田原委員 先ほど、中島当時の課長が鍵の引き渡し含めて貸しているのを返してもらったときに1階しかチェックをしなかったということなんですけども、あの賃貸契約は全館貸し付けということだったはずなんよ。1階だけ貸しとったわけじゃないわけよ。そうでしょ。

○橋本委員長 ワンフロアですね。

○田原委員 全館貸していたわけよ。それで、NPOに全館貸し、NPOから転貸して株式会社備前まちづくり社長吉村武司さんに貸しとったわけよ。全館よ。1階、2階貸しとったわけじゃないんよ。ということは、1階しかチェックしてなかったということは、職員がええかげんだったということ、返してもらうチェックが。部長どうですか。

○橋本委員長 佐藤総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 私はそのときのことは存じ上げませんので、わかりません。

○橋本委員長 そうですね。それと、田原委員、きょうはどちらかというと現地調査についてのこの回答書が一応議題になっておりますので、その当時のことはまた違う方にお尋ねをいただきたいと思います。

○田原委員 わかりました。

○橋本委員長 ほかの皆さんで質問ございませんか。

田原委員。

○田原委員 これの文書出る、起案書は誰が書かれたか、これは構わんのですよね。

○橋本委員長 これはもう当然これに関係しますので。

〔「資料要求も要求しとったと思うんですよ」と田原委員発言す

る]

わかりますか。9月26日付の回答書、この回答書の起案文書については提示いただけますか。

もう提示されとる、まだ。答弁願います。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 出す予定でおるといことです。

○橋本委員長 出す予定でおるそうです。

田原委員。

○田原委員 たしかこのときも百条が、百条委員会がぜひ現場を見せてほしいということでしたね。それで、私の一般質問で消防法の関係で見せられませんと言うとったわけよ。

○橋本委員長 そうですね、それは聞いたことがある。

○田原委員 一般質問で、そうよ。消防法の関係で見せられません。ところが、消防法17条をクリアすればいいんじゃないですかと言うたら、今度は警察がストップしとんですという表現に変わったわけや、その日の夕刻。だから、ロじゃあかんのでというて議長からじゃあ文書で要求しようかというて文書で要求したんでしょ。くらくら変わるわけや、あなたたちの答弁というのは。そやから、それを誰が判断しとんかということを知りよるわけ。そしたら、全員で相談して出しましたということなんですね。そのときの議事録はありますか。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 議事録はありません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、これはいつだったかな。26日か。こんな文書がいきなり出たんでびっくりして、事情説明してくださいというてたしか議長だったか、委員長だったかが担当にお願いしたところ、後ほど返事をしますということで答えてくれなかった。答えてくれなかったんですよ。それで、相談した後それはだめですということになったように思うんですが、その間の協議はどういう協議をされたんですか。本人来る言よったんじゃないかな、三宅さんは。

○橋本委員長 答弁願います。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 その辺の状況はちょっと私にはわかりません。

○橋本委員長 よろしいか。

先ほど、田原委員が質問をした当初公開をするのに難色を示しておった消防法の関係が、ある日突然にその理由がなくなって、またもとの警察がそのように要請しとるからだという理由に変わったという点についてはどういう状況の変化があったのか、説明ができますか。合議で決められたんだということのようなんですが。議会で答弁された覚えがあるでしょう。消防法の関係だと。私も何回か聞きました、消防法の関係で中見せられんのだと。それが、突然にそれがなくなって、警察の要請だということにまたもとに変わったと。これも一般質問でいろいろとやりとりの

中で警察はそんなこと本当に言うとか言うたら、いや、どうのこうのというてはっきりした答弁をされませんでした、どうでしょうか。

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 警察につきましては、先ほど申したとおり公開しないように要請がありましたので、それはもうずっと変わっておりません。アルファの中に入る、消防法というのはアルファの中に不特定多数の方が入れる、入れないという判断になりますので、アルファの中へ入るには東備消防立ち会いのもとでという話になりまして、その辺のことはクリアできたということだと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 百条委員会で調査で入るのでいかがですか言うたら、それもだめだ言うたわけや。そやから、わししつこう聞きよんよ、これ。不特定多数でみんなという話じゃなしに、百条が入るんでもだめですかということを一一般質問で聞いたやろ。それもだめじゃというてその晩言うてきたじゃない、あなた。誰に指示されて言うてきた、議長室へ。26日。誰に指示されたんですか。ここは証人喚問じゃねえんじゃから構わん、ほんまのこと言うても構わん。

○橋本委員長 証人喚問は本当のこと言わにゃあかんのですよ。

〔「証人喚問じゃないから気楽に答えてくれたらええんよ」と田原委員発言する〕

尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 入る、入らないはほんまに消防法で消防設備がないところには……。

〔「それはわかっとなです。その後のことを言よんじゃ」と田原委員発言する〕

不特定多数が入れないということで、その辺がクリアできるどうかという問題だと思うんです。警察からは犯行現場については捜査に支障があるということで、一般の公開を控えてほしいということで、それを、ということで今までそういう話をしてきたということです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そんなこと聞きょうらん。百条でもだめじゃというた、百条でもだめじゃというのは誰が指示して、誰が今度は百条なら構わんというて言うたんかということ聞きよんじゃが。

○橋本委員長 尾野田庁舎建設担当官。

○尾野田庁舎建設担当官 そのだめだと言ったときは多分……。

〔「あなたの判断」と田原委員発言する〕

新たな、そのときはだめだという判断だったと思うんですけども、後から協議した結果ということだ、公開はいいということに変わったと思います。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 そういふな、ちょっと話はちょっと違うんじゃけど、不特定多数の人が入る場合は消防法の適用が云々と言われるんじゃけど、例えばこの3階のスプリンクラーが何年間もめげ

て東備消防から指摘されとつても何にも言わずに、我々にも報告せずに去年直したがな。よかったらその検査の書類持ってきてきましょうか、5年分。ずうっこう指摘されとつて、ほんで不特定多数のきょうの傍聴者の方もおられたり、マスコミの方も一生懸命出たり入ったりされよった、私らもそうじゃし、職員もそうじゃし。勝手についたらそういうのをさせとつて、アルファは消防法の適用、あれがないしだめなんじゃと。ほんなら、市役所の3階はよかったんですか。

○橋本委員長 困るわな。

○田口委員 何年指摘されとつたんなら、故障しとるというて。勝手についたらな、そういうこと言うたらあかんわ。

○橋本委員長 暫時休憩をいたします。

午後2時09分 休憩

午後2時12分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。委員会を再開いたします。

それでは、佐藤総合政策部長並びに尾野田庁舎建設担当官にいろいろと質問あるいは説明をいただく件につきましては、以上でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、旧アルファビゼンの実地調査についてを終了いたします。

この際、休憩をいたしますが、本日は森山純一元副市長をお呼びしております。ただし、3時30分からの尋問ということになっておりますが、証人が早く来られる、あるいは皆さんがオーケーだということであれば時間を繰り上げるといふことも両者が一致すれば可能かと思うんですが、そのように取り計らってみましょうか。どちらかがだめということになれば、それは不可能です。いかがいたしましょう。3時半まで休憩をいたしましょうか。

〔「2時半からいけそうなん」と呼ぶ者あり〕

いや、そらわからん。向こうにこれから事務局を通じて聞いてみてもろうて、2時半がだめでも3時ぐらいで30分ほど早まる可能性もあります。

いかがいたしましょうか。

○川崎副委員長 相手の都合に、早まるんであれば早まった時間から始めたらいいと思います。

○橋本委員長 皆さんがそれでいいということであれば一遍努力してみます。

田原委員。

○田原委員 幹事会で、幹事会で話があったその出頭拒否している方の取り扱いについて。

○橋本委員長 そうですね、秘密会を先にやってもええか。時間が結構あるからね。

わかりました。そのように取り計らいます。

とりあえず、2時半まで休憩をいたします。

午後2時14分 休憩

午後2時31分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この際、本件につきまして秘密会により調査をいたしたいと思ひます。

お諮りをいたします。

委員会条例第20条討論を用いないということで秘密会を開くことに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、秘密会とすることに決定をしました。

〔秘密会の議事〕

それでは、本件につきましては秘密会により調査してまいりましたが、その必要性がなくなったことから秘密会を終了したいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田原委員。

○田原委員 1つだけ。閲覧をさせてもらえますか。

○橋本委員長 どうぞ、どうぞ。

〔「ちょっとそれを見せてほしい。それを見る言よったから」と
田原委員発言する〕

いや、それもう見よったら時間がかかるから読み上げたんですが。

〔「簡単に」と田原委員発言する〕

はい。

○田原委員 それで、忘れるがな。秘密会どこまでしゃべったらいかんのかという、どこまでが個人情報なのか、その辺は問い合わせてくれたんかな。

○橋本委員長 もう暫時休憩をいたします。

午後2時40分 休憩

午後3時00分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、森山純一証人に入室をしていただきますが、暫時休憩をいたします。

午後3時00分 休憩

午後3時00分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ

文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料2としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

〔「はい、了解しました」と森山証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

(全員起立)

それでは、森山純一証人、宣誓書を朗読願います。

○森山証人 はい。宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○橋本委員長 それでは、宣誓書に署名、押印を願います。

それでは、御着席ください。

(全員着席)

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、これから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立をして発言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されますよう、あわせて要望します。

これより森山純一証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料5の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは森山純一さんですか。

〔「はい」と森山証人発言する〕

ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については事前に記入をしていただきました確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

〔「はい」と森山証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、1点目でございますが、この旧アルファビゼンで電線等の盗難事件が発生をして、賃貸借をしておいた期間中に賃借人、つまりNPO法人ですね、そういった、それからNPO法人から転貸借をした株式会社備前まちづくり、こういったところに管理責任を追及しなかった理由について御説明をいただきたいと思います。

森山証人。

○森山証人 証言の前に一言発言の許可をいただけますでしょうか。

○橋本委員長 はい、よろしいです。どうぞ。

○森山証人 ありがとうございます。

それでは、委員長のお許しをいただきましたので、証言の前に一言発言をさせていただきます。

旧アルファビゼンにつきましては、平成17年3月に備前市が購入してから私が退職した24年3月までの7年間にさまざまな出来事がありました。このたび本委員会への出頭請求通知を受けて、さかのぼること4年前から11年前までの記憶をたどってみましたが、年数が経過し、長期間にわたっていることから記憶も薄れ、出来事の時系列が前後しているかもしれません。

また、当時の関係資料は後任者に引き継いでおり、手元にはありません。そのようなことから、虚偽の陳述をするつもりはありませんが、私の証言を検証した結果、記憶違いにより事実と異なる場合があるかもわかりませんので、あらかじめお断りをさせていただきます。

それでは、管理責任を追及しなかった理由であります。盗難発覚後、まちづくりの現場責任者立ち会いのもとに担当者のほうでなぜこうなったかという理由を確認したときに、わからない、知らないという回答だったということでございます。ということから、そこから先についてはもう警察、いわゆる捜査機関への、警察への捜査に委ねるしかないというふうに判断をいたしました。

以上です。

○橋本委員長 ただいまの証言につきまして、委員の皆さんから関連をする質問を希望する方はどうぞ挙手の上お願いをいたします。

立川委員。

○立川委員 それでは、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

まず、盗難届の起案の書類を見させていただいたんですが、この中でこれは平成23年7月25日の起案なんですが、建物賃貸借契約中における賃借人の管理責任、これは建物の賃貸借契約の第11条については今後弁護士と相談の上対応していくこととしてよろしいかということで、森山さん当時の副市長で決裁をしておられます。今後、弁護士との相談の上ということで、先ほどもお尋ねしたんですが、明確なお答えがなかったんですが、この辺例えば担当者が誰であったとか、どういう弁護士とどういう相談されたかっていう点がわかりましたらよろしくお願ひします。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 平成23年ですから、担当者は当時の竹林部長と中島商工観光課長だったと思います。直接私が弁護士のところへ出向いてということではありませんので、その結果報告は受けているということでもありますけれども、その内容については今現在ははっきりとしたことは覚えていないと。申しわけありませんが、覚えていませんので、よろしくお願いします。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 先ほど、お名前が出ましたその担当者にお任せをしたということで、何か特別な指示とかはされた記憶はございますか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 特にこれを指示したという記憶はございません。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 では、その後これについて具体的に何か対策を打たれたとか、そういうことで御記憶のことはありますか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 先ほども申しあげましたように、管理責任の追及についてはもう現場責任者のほうがわからない、知らないということであれば、それ以上市側としての調査のしようもない、いわゆるプロである警察に捜査は任せなければならないのかなというふうには判断をいたしました。

管理責任については、特に関係者で相談したような記憶はございません。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 では、その後管理責任の請求時効、消滅時効に係るんですが、これは請求とか差し押さえ、仮差し、それから承認という3つの方法で中断するとは思いますが、このうちどれかのいわゆる管理責任、請求時効の中断手続はとられたと思われませんか、どうでしょうか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 中断時効はとっていません。というか、そこまで考えが及ばなかったことと、特に直接の賃借人でありますNPO片上まちづくりはその時点ではもう既に破綻したような状況でありましたので、次にするとすれば連帯保証人であるウエストジャパン興業でしたか、ということになると思いますけれども、詰めた話をしたような記憶はありません。

以上です。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 中断の手続されていないということでしたが、連帯保証人、これ連帯して債務を負うということで、先ほどお名前出ましたウエストジャパン興業さんですかね、そこには何か請求とかをされた記憶はありますか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 私の記憶の範囲では具体的なことが思い浮かばないんですが、この管理責任を追及しなかった理由には該当しないとは思いますが、時期もちょっと特定できないんですけれども、吉村武司さんとこの契約事項について話をしたときに、いわゆる特約事項、これについては吉村

さん側の弁護士が問題があるということで応じられないということではありませんけれども、疑義があるということをおっしゃっていましたので、そういうことから管理責任の追及までは話し合っていないと思います。

○橋本委員長 森山証人にちょっとお尋ねをします。

特約事項について概略、内容を説明していただけたらと思います。当時議員でなかった方もおられますので。

森山証人。

○森山証人 当初の借主との契約の中で特約事項というのは取り壊し費用に充てるべき経費を毎年1,000万円ずつ積み立てるという内容です。この特約事項については市側の弁護士と相談したときもこの特約事項は問題があるんじゃないですかと。基本的には取り壊し費用ってというのは大家である、当時であれば当然備前市が負担すべきもので、それをやはり借家人、借主に負担をさせるというのはいかかなものかという指摘はあったようです。ただ、もともとこれはNPO片上まちづくりのほうから提案があって、取り壊し費用に充てる経費を積み立てるからぜひ貸していただきたいということだったように思いますので、ちょっと問題があるのかもしれませんが、契約には特約条項として盛り込んだということでございます。

以上です。

○橋本委員長 ありがとうございます。

立川委員。

○立川委員 先ほどおっしゃっていただいたのは取り壊しの特約、第22条にあった分なのですが、これは住民訴訟のときにこれがあるため損害賠償は成立しないという判決が出ておりました、ただしいずれも注文をつけておられるんですね。その後の住民監査請求についても備前市は原状回復の費用請求を怠り、借主並びに連帯保証人に対する不当な債務免除を行い、備前市に対して経済的損害を与えようとしていると、とする請求は棄却ということで、住民監査請求も棄却されております。ただし、主張に至った経緯も理解できるということで、いずれも注文をつけておられるんですね。その中で、ごらんになっていると思いますが、備前市は借主や転貸人などの関係より建物管理責任等の履行状況を調査把握し、盗難事件が発生したことに対する責任の所在を明確にされることを期するとともに、今後の捜査結果を想定して経済的損害が発生しない方法を検討されたいということで監査請求も結んでおられるんですが、備前市に対して注文がついているということは認識されておりましたでしょうか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 今の件ですけれども、住民監査請求の関係は一、二年前だったように思います。ただ、今立川委員がおっしゃられました責任の部分についてですけれども、旧アルファビゼンに関する事務処理等についてはそのときその場で最善の選択をしたつもりではありますけれども、結果として適切な処理、対応でなかったとしたら、決定にかかわった者として反省をする必要はあると思います。ただ、最終的な責任の所在については私が判断する立場ではないと思いますの

で、御理解をいただきたいと思います。

〔「ありがとうございます」と立川委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○立川委員 はい。

○橋本委員長 ほかにこの管理責任を追及しなかった理由についての項目で追加して、関連して質問をされる方はおられませんか。

1点ちょっと委員長のほうからお尋ねをしますが、これを相談したときに市の顧問の弁護士はどのような返事をされましたでしょうか。もうそんなんは管理責任は追及できんからやめとけというふうに指導されましたでしょうか。

森山証人。

○森山証人 今の御質問ですけれども、相談結果の報告は受けているとは思いますが、私が直接聞いたわけではないこともありまして、内容については今記憶にありません。申しわけありません。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 この2番目の特約事項とも絡むんですが、賃貸契約結ぶ際に委員会であったかと思うんですが、こんな特約つけていいのかというようなことで議会側からもそういう意見が出たはずです。そういう中で、十分弁護士と協議をするようにということであったと思います。そういう中で、その特約をつけて契約をしたということだと思います。それは間違いありません。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 間違いありません。弁護士に相談した結果は先ほど申し上げましたように、この特約条項は問題があるんじゃないですかということですが、もともと借借人である片上まちづくりからの提案で、こちらから持ちかけたものでは決してございませんので、相手方の提案にこちらに乗ったという形でございます。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 じゃあ、この賃貸契約っていうのはNPO側からつくられた賃貸契約をもって備前市の顧問弁護士と協議して、問題はあるけれども、向こうが言うんならいいんじゃないかということで認めたと、こういう解釈したらいいんですか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 先ほど申し上げましたように、弁護士の回答がどうであったかという記憶まではありませんが、相手方の提案であったということで特約条項として盛り込んだというふうに記憶しております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 逆に言えば、相手側の弁護士さんはこういう特約結ぶ場合は過重要求というんです

か、そういうことがあるから当然こんなことは無効だということを織り込み済みの契約書だったという意味ですか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 無効であるかどうかというところまでの確認をしたかどうかまでの記憶も申しわけありませんが、ありません。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしければ、1点目の管理責任を追及しなかった理由についてを終わりとして、2点目に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

2点目の旧アルファビゼンを返却後、比較的早い段階、つまり平成23年4月19日の庁議においてこれは解体をしないんだということを決定をされたというふうに聞いております。この決定に至った経過について質問をいたします。

お願いをいたします。

森山証人。

○森山証人 このときの庁議の決定で解体をしない、引き続きアルファビゼンを活用するかどうかという議題だったように思いますが、解体をしないとそのときに決定したのは、市長の考えとしてもったいない、せっかく耐震性も有した建物であるからもったいないということ、それから取り壊すとなれば費用が莫大だということを言われたように思います。それから、特にこの庁議のときだったかどうかはちょっと覚えてない、わからないんですけども、市長は日ごろアルファについてはワンフロア4,000平米、約4,000平米、1階から4階までで1万6,000平米、1.6ヘクタールの土地があると思えばこれを企業誘致にぜひ活用したいという考えはお持ちだったようです。ということから、取り壊しについては待つて再利用の公募をしようというふうに決定したというふうに記憶をしております。

○橋本委員長 ただいま証言がございましたが、2点目に関して委員の皆さん関連質問を希望される方はどうぞ。

津島委員。

○津島委員 当時、森山さんは総務部長をされておられたときのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

解体をしないと決定した経緯の中で関連ですけど、吉村武司氏外3名より旧アルファビゼン購入と同額の寄附金返還についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

平成18年5月26日に旧アルファビゼンへの寄附金を返還していただきたいとの申出書が出され、また平成20年12月22日には寄附金返還要求書が出されておりますが、この間吉村武

司氏より市へ寄附金返還の要求が一度でもあったことを御存じでしたか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 直接返還の要求を私が受けたという記憶はありません。ただ、担当者のほうから市が整備しないのであればもう返していただきたいという、強く要求があったというふうには聞いております。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 前西岡市長が平成20年12月10日に議会で寄附者からも返還を求められていると答弁をされておりましたが、それは御存じですか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 当時市長が答弁されたとおりでと思います。先ほど申し上げましたように、私が直接返還要求を聞いたということではありませんが、担当者のほうからもうそういう強く返還の要求があったということで報告があり、そのときに私が市長と同席していたかどうかまでは覚えておりませんが、返還の要求があったという認識はあります。

〔「終わります」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 要するに、市長はもったいない、取り壊すよりもという、活用すればというような方向であったということなんです、であるなら5,550万円を返す必要もなかったんじゃないかという論法になるんですが、いかがですか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 5,550万円の寄附金の件ですけれども、一般寄附金として受けております。ただし、会計処理上の納付書、皆さん御存じだと思いますけれども、その納付書の摘要欄だったかな、一言一句合っているかどうかわかりませんが、アルファビゼン整備のためということになっておりました。そういうことから、購入資金に充てるのではなくてわざわざ基金条例まで設けて設置をして管理しておりました。ところが、最終的な検討委員会でしたか、答申がたしか利用者負担での1棟貸しで公募して再利用と。再利用しない場合はもう取り壊しもあり得るということで、公金の投入が認められないと、市が整備費を負担できる状況にないということを考慮して、もう使えないのであれば、まして強く寄附者から返還を求められているのであればもう返還せざるを得ないだろうというふうに判断したように記憶しております。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 寄附者から強く返還要求があったという解釈でよろしいんですね。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 そういうふうには私は記憶をしております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 一般寄附で、これはもう要するに議会で議決をして返したわけですから、それは問題ないわけですけど、考え方の問題を質問させていただいているんですが、要するにNPOを立ち上げたから返しますという当時説明だったんですけども、それが要するに市が直接整備しないということが、NPOへ貸したからもう市がしないんだということで提案理由であったと記憶しててんです。そういう中で、NPOが撤退をすることになった。そういう中で、今度は取り壊さないんだという、今度は取り壊さないんだという決定について大変疑義を感じるんですが、それをどういうふうに御理解されていますかね。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 田原委員さんの質問に対する回答になるかどうかちょっと自信がないんですけども、要は寄附金は先ほど申しあげましたように整備をするための寄附金であって、例えば取り壊し費用に充てるものでもなければ購入費用に充てるものでもない。その中で、整備についてももう公金は一切投入しないんだと、利用者負担で整備をするんだという結論が出た以上、要は市が整備基金を使える道が閉ざされたということから、寄附者は返還を求めてきたというふうに私は理解しとんですけど。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 解体しないと決定したのは庁議であるけれども、その主たる提案者というか、それは市長がもったいないということ、それから土地が、土地とすれば大変利用価値があるものなんだということにされたということなんですが、これはもう西岡市長の考え方が大きかったということによろしいんでしょうか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 最終的には庁議で協議した結果、取り壊しをしないという庁議での決定で市長もそれを支持したといえますか、了解したと。もうそのあたりちょっと微妙なんですけれども、当時のそのテープレコーダーでもあれば一番ニュアンスもわかるんですけども、要は市長が一人で決めたということではなくて、庁議メンバーも賛成をしたというふうに理解をしております。ただ、要点録でも見ないとわからないんですけども、全員が賛成したかどうか、少なくとも反対意見はなかったように記憶をしております。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 賃貸契約を結ぶ場合には、かなり前からそのときの委員会で議論があったと思うんですよ。議決事項でなかったかもしれませんが、それなりに委員会でけんけんがくがく議論して、先ほど言いましたようにこれは本当に大丈夫なんかと、弁護士に確認したのかという意見もいろいろ出たはずなんですよ。ところが、取り壊さないと決めましたという問題、それから管理責任を問わなかったという問題、これについては全て事後報告なんですよ、委員会に。特に、

管理責任の問題はもう先ほど言いましたから今は取り壊さないと決定した経緯なんですけども、これも議会はむしろちゃんと特約があるじゃないかと、ぜひ向こう側にやってもらえという意見が時の大西委員長ときはそうだったと思うんですよ。にもかかわらず、庁議で決定しましたというて事後報告なんです。何で議会に事前に協議をしなかったのか、これは大変な問題だと、私はそう思うんですが、いかがですか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 今思えば田原委員の御指摘のとおりかもしれません。ただ、その時点では執行権の範囲というふうに考えて、例えば議案なり予算なりで俎上に上がったところで協議すればいいというふうに考えていたのかなという程度の記憶です。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい、そう言われたらしょうがない。

○橋本委員長 それでは、ちょっと委員長のほうから1点お尋ねをしたいんですが、この1の管理責任を追及しなかったことについても、旧アルファビゼンが返却された後に比較的早い段階でもう解体をしないんだということを決定したことについても、これらについて賃借人であるそのNPO法人であるとか、あるいは株式会社備前まちづくりを利する結果につながると思うんです、これらの2点は。それらの決定に至る際に神の声というんですか、市長の、当時西岡市長でございまして、この西岡市長がどのような発言をされたかについては記憶にございせんか。

森山証人。

○森山証人 今の2点の関係ですけれども、先ほど申し上げましたように市長はもったいないこと、取り壊し費用が莫大であること、それと1万6,000平米の土地を企業誘致に活用したいということが頭の中にあっただのではないかと思います。

以上です。

○橋本委員長 ほかにないようでしたら次の質問に。

田原委員。

○田原委員 1万6,000平米の企業誘致ということがありましたけども、後ほど出てくる盗難事件の絡みなんですけど、ある企業がかなり大詰めまでいって、最終的には電線の、電線泥棒の被害があると。少なくともその時点で修理費が1億円ぐらいかかるんだと。1億円程度の補助金がもらえるのであれば誘致してもいいというようなこともあったかのような報告があるわけですよ。ありましたよね。そういうような中で、最終的にはあそこは都市計画か、都市計画の問題でそれがストップされたというふうに表向きはそういうような、どういいますか、市側の説明はありましたけども、中途ではそういうようなことだったはずなんです。被害額がこうなんで、それに見合う補助金を市からくれという要求をされましたよね。その辺、間違いありませんね。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 被害に対応するというんじゃなくて、1億円の補助金の請求があったということは

記憶にあります。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい、結構。

○橋本委員長 ほかにございませんか。2の旧アルファビゼンを解体しないと決定した経過についてということですが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、3点目の被害額算定に対する考えについてということで、当時備前署に対して発覚以降相当な期間を置いて被害届を市が提出をされました。そのときには重量が14トン、被害額が156万数千円ということで非常に過少な、我々にとっては過少であるというふうに思うんですが、被害届を出された。その被害届を出されたときに当然起案書が回っておろうかと思えます。森山証人も副市長ということですか、当時。副市長ということで起案書には押印をされておると思いますが、このときの対応について、当時を振り返ってどういうふうに思われるか、証言をお願いいたします。

森山証人。

○森山証人 被害額については、先ほど委員長が話されましたように約14トンで156万円程度の被害額ということです。これについては市側のほうで、いわゆる職員のほうでその算定をする、ができるだけの能力がなかったことから、しかも急ぐ必要がありましたので、簡便な方法として予算を必要とせずに、まずたしか中国電気保安協会さんですか、をお願いして中を見ていただいてどの程度が盗難に遭ったかという、まずトン数を判定し、当時のスクラップの単価を掛け合わせものを被害額としたというふうに記憶しております。

以上です。

○橋本委員長 ただいまの証言につきまして、関連質問を希望される方はお願いをいたします。

星野委員。

○星野委員 関連質問をさせていただきます。

では、被害届を出すに当たって被害額を156万数千円として提出すると当時の森山副市長が聞かれたのはどのタイミングだったのでしょうか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 時期まではちょっと記憶にございません。盗難を確認したのがたしか23年6月定例会のときの橋本議員の一般質問で指摘を受けて、担当者が慌てて確認をしてわかったということのように記憶しております。

それから、たしか届けを出したのはかなりおくれて10月ごろじゃなかったかと思うんですけども、その間すごく日にちがあいているわけですが、警察と相談したときにたしか最初は、じ

やなしに被害の相談したときに被害額については特定してくださいというようなことがあったように記憶しております。そうすると、きちんとした数字をはじこうとすると予算もとって、それからそういう専門業者に算定してもらうとなると時間もかかりますので、予算もかけずにできるだけ早く被害額を特定するために中国保安協会さんをお願いをしたというふうに思っています。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

星野委員。

○星野委員 では次に、担当者から被害額を156万円として提出すると起案書が回ってきたときか、聞かされたときに庁議等でどのような議論がなされたか、お答えください。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 14トンの電線156万円が高いか安いかは別にして、庁議だったか、関係者だったか、ちょっと記憶にありませんが、例えば156万円でもとどおりにならないんじゃないかと。原形復旧するにはたしかそれこそこれも見当ですけれども、1億円でもかかるだろうと。それを156万円がいいのかというような話はあったと思います。ただ、最終的にはとりあえず確定している中国電気保安協会さんに試算をしていただいた156万円を被害額として出したというところでございます。

○橋本委員長 よろしいか。

○星野委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

ございませんか。

田原委員。

○田原委員 先ほど、中島当時の課長にもお聞きしたんですよ。それで、先ほど3カ月という話がありましたね、被害が発覚してからね。それで、不思議なんですわ。ちょっと家でこそ泥が入っても警察へ飛び込んでちょっと泥棒があったんですが、見てくださいと言うじゃないですか、普通は。そしたら、見に来てくれますわね、普通は。このときそういう要求、警察がなぜ見に来ずに被害額を出してから届け出せえというようなことを言うたんだろうかなあというて、これは警察の怠慢かねえ。ちょっと想像ができませんけど、どうですか、そこ。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 今のお話初耳なんですけど、私はもう当然いわゆるテレビドラマじゃないですけど、警察が現場検証はしたものと思い込んでおりましたので、申しわけありませんが、当時もそのことを確認をするまでもなかったというふうに認識をしておりました。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 どうやら現場検証は盗難届が出てからだそうですよ。それでびっくりしたんです、正直ね。そういう中で、返してもらった。返してもらった次の日に今泥棒されて、破壊され、泥

棒されとるとというのがわかったということなんですわね。普通ならおまえんところへ貸しとんじやからそっちでちゃんと調べてもらえというて普通は言うと思うんよ。ところが、非常に紳士的というか、一旦6月15日に返して市のもんになったから市が一切責任持って警察への届け出もし、相手側に要求したら相手側知らん言うたから後は警察に任すんじやというて、まことに、どういう表現をしたらいいのかなあ。要するに、公共物、市民の財産を守る公共の行政マンとしてやはりちょっとおかしいんじゃないかという気がするんですが、反省含めて御意見があればお聞きしたいんですが。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 田原委員の御指摘はごもっともになります。ただ、市としても賃借人のほうがわからない、知らないとおっしゃられればそれ以上に突っ込んだ話ができなかったというのが、ところかなというふうに思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そら、そうなんですけど、窓ガラス一枚割られずにそれだけのものが持ち出されているわけですよ。あなたたち責任感じませんか。少しあなたたち自身でも調べてみてもらえませんか。そのあたり警察へよう説明してくれませんかとか、その辺のことは一切なかったんかねえ。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 私が直接賃借人、例えば片上まちづくりにしろ、その後の転貸人である備前まちづくりと直接私が話はしておりません。担当者のほうでどこまで詰めてくれたかまでは確認はしておりませんが、というか、知らない、わからないの後どこまで詰めたのかということの確認はしておりません。

○橋本委員長 よろしいか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 こういう機会ですので、ちょっと確認します。先ほどまでの参考人、証人の中で6月15日の発覚というのは議員の一般質問というのも少し私腑に落ちんことがあるんですけども、6月1日に自家発電装置の点検を保安協会ですか、やられて、切られているのを確認した事実を保安協会さんというのは市役所側に報告されないんでしょうか。今の流れでは2週間か15日間空白があるんですよね。何で自家発電という重要な、金額にしても、2機か3機ありますよね、ディーゼル発電が。膨大なその発電というのは発電機にしてもそこは一番太い銅線が各部署に配給されるわけですから、重要な、最も重要なポイントなんですけど、その辺については副市長として全く担当課なのか、どこに窓口があるのかよくわかりませんが、2週間の空白どのように考えられておりますか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 今、川崎副委員長がおっしゃられた点は私のところへ、もし川崎副委員長が言われたとおりであれば、中国電気保安協会さんは通常であればすぐ連絡はあるようには思います。た

だ、どこへ連絡があったのかわかりませんが、もし連絡を受けた職員がいるとすれば、当然のことながら私のところにも報告はあるように思うんですけども、今の指摘の点についてはちょっと記憶にありません。私の記憶の中では、先ほど申し上げましたように橋本議員の一般質問の指摘を受けて現場を確認したということの報告があったというふうに記憶をしております。

以上です。

○橋本委員長 川崎委員。

○川崎副委員長 聞いてなかったという前提ですけど、後ほどになってやはり15日以降大騒ぎになる日が来るわけですけども、後からでも結構ですけども、自家発電の電線が切られたということを事実を知った時点で保安協会さんのほうへなぜ、誰に報告したのか、なぜ報告しなかったのかということについては詰めはされなかったのでしょうか。なぜしなかったのか、また。その点についての説明をお願いします。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 御指摘の点は、私がそれを担当課のほうへ指示した記憶はありません。担当課のほうを聞き取りをしてくれたかどうか当然記憶にはありませんが、報告があったようにちょっと記憶をしております。

○橋本委員長 ちょっと待ってくださいよ。

〔「もう一点だけ」と川崎副委員長発言する〕

いや、盗難の発覚日、次の質問にもうかなり……。

〔「ほな、そこで」と川崎副委員長発言する〕

移っとなんですけど、ちょっと盗難の発覚日についてを議題といたしたいと思います。

4点目です。これは先ほども森山証人の証言にもありましたように、6月15日、平成23年ですか。23年6月15日の橋本氏の一般質問で初めてわかったと。それで、次の日調査をしたら盗難に遭っていたというのがわかったということなんです、その前に、その以前に6月13日に備前まちづくりというところが撤退をしたことを確認しましたと。それから、6月14日に鍵も回収しましたという報告を産業委員会になされておるわけなんですよ。通常、賃貸物件が返ってくる際にはそれをチェックして、不都合な部分がないかどうかをチェックして受け取りをされるんですが、その段階でわからなかったのか、何で一議員からの指摘で初めてわかったというような、こういう不細工なことになったのか、そのあたりについて森山証人は当時副市長として思うところはございませんか。

森山証人。

○森山証人 全く橋本委員長の御指摘のとおりだと思います。賃借人が出ていくときには大家は必ずもとどおりになっているかというチェックはするの当たり前ですので、それを結果的には怠っていたということになるのはもう遺憾ではありますけれども、それが事実であればやむを得ない、やむを得ないというか、もう猛省すべき点ではないかなというふうに思います。

○橋本委員長 ただいまそういう証言がございましたので。

川崎委員。

○川崎副委員長　そういう流れの中で、6月14日、15日というのは余り私大事ではないんだなあと。保安協会が6月1日に電線を盗まれているということが2週間前にわかっているということは、どう考えても14トンかどうか、正しいかどうかよくわかりませんが、やはりそれから2週間の間に14トンが盗まれるような経過は私はないと考えてます。6月1日に結果として確認ができたということは、6月1日以前にやはり14トンも含めて盗まれたんではないかなあと。そういうことであれば、私は知らないとかなんとか言っただけですけど、やはりNPOと株式会社備前まちづくりですか、そこら辺に改めて自家発電の電線の問題、6月1日にはそういうことがあったことについてどう思われるかとか、そういうことも一切聞かれなかったんですかね、当時は。

○橋本委員長　森山証人。

○森山証人　6月1日の件は今ここで初めてお聞きするわけで、もしそういったことの報告を私が受けていたとすれば、全く記憶から欠落しているということにはなると思います。ただ、先ほど申し上げましたように、通常であれば電気保安協会さんがそういった事実を市に報告しないというようなことは通常ちょっと考えられないことでもありますし、仮にそれを職員が聞いていれば当然現場を確認してそれなりの対応といたしますか、事情を聞くなりはしておくべきだと思いますので、ただ全くその部分についての記憶がないので、これ以上ちょっとお答えしようがないので、よろしくをお願いします。

○橋本委員長　田原委員。

○田原委員　川崎委員のちょっとその違いがあるんです。中国電気保安協会じゃないんですわ。あそこは津波被害のための避難所ということで指定をすると、したんでしょ。

〔「はい、そうです」と森山証人発言する〕

それで、その指定をしたときにやはり災害時は電気が消えてもそれが使えるかどうかということの点検に行ったんだと。そのときに、今6月1日のときに自家発電の主要部分が切断されておることがわかったんだということ、監査請求されたときに職員の証言で載ってるわけですよ。だから、避難現場に指定するのはどういう部署が検査に行ったと思われませんか。これから次の喚問するために聞きたいんで。

○橋本委員長　森山証人。

○森山証人　避難ビルの指定についてはちょうど私も担当者として県民局へ出て行って打ち合わせもした記憶もあります。当然のことながら、今担当がどこになったのかわかりませんが……。

〔「当時」と田原委員発言する〕

当時であれば総務課の消防防災係ですか、いわゆる今で言う危機管理を担当するところ、当時たしか消防防災係だったように思いますが、組織図でその点わかると思いますので、御確認をいただけたらと思います。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

盗難の発覚日について、あるいは1から4までの点でさかのぼっても結構でございますが、この際森山証人に聞いておきたいことございませんか。

石原委員。

○石原委員 済いません。ちょっともう全体を通してなんですけど、もうせっかくおいでなんで、元副市長のお立場としてお尋ねしたいと思います。

森山元副市長は、事件発覚後、平成23年6月15日と言われておりますが、それ以降旧アルファビゼン内部、盗難現場等へ出向かれて確認はされましたか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 盗難発覚以後、現場には行っておりません。後日写真では確認をしましたが、現場には行っておりません。

○橋本委員長 ほう、一度も行ってない。

石原委員。

○石原委員 それから、当時の西岡市長ですか、市長さんは現場を確認はされたんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 市長のそういう行動を全て把握しておりませんので、通常であればちょっと行ってくるからというようなことも言われるのかもしれませんが、市長が行かれたかどうかはちょっとわかりかねます。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、副市長なるお立場でこういうような大きな出来事が発覚した場合には、僕もこの当時一般市民でしたけど、まずもってのイメージはもうすぐさま駆けつけてどういう状況が起こったのかということが、執行部皆さん含めて責任あるお立場の方がなすべき行動じゃないかなという中で、先ほど現場へも行かれてない、直接は見てはおられない。写真で確認はされたということで、その現場の、被害現場のその写真、状況を見たときに副市長としてどのようにお感じになり、どのように捉えられましたか。

○橋本委員長 森山証人。

○森山証人 現場を確認してないことについては石原委員さんの御指摘のとおりだと思います。写真で見てもちょっと汚い言葉になりますけども、もうぶった切ったような状態で盗難に遭っていますので、ただ西岡市長の見解はわかりませんが、ちょうど6月の定例会であったというようなこともあって行きそびれたというような形になったのかなというふうに思っております。

○橋本委員長 石原委員に申し上げときます。証人の意見の陳述を求めるような質問はしてはな

らないことになっておりますので、留意の上、質問してください。

どうぞ。

○石原委員 もう……。

○橋本委員長 もういいですか。

○石原委員 意見のよう……。

○橋本委員長 ごめんなさいよ。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これをもちまして、以上で森山純一証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをします。

本日は、長時間ありがとうございました。

退室いただいて結構です。ありがとうございました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後3時59分 休憩

午後6時03分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 次回の委員会について *****

それでは、証人の出頭請求等の関係で、次回以降の委員会の開催日についてお諮りをいたします。

先ほど、幹事会を開きまして、幹事会では決定をいたしました。が、次回以降の委員会は10月28日金曜日、この日は東備消防議会がございますので、午前中は無理ということで、午後1時30分から行いたいと思います。

また、11月2日、これは水曜日なんですが、この日は何もないということで一日中、午前9時30分からの開催とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会は10月28日午後1時30分からと、また11月2日水曜日午前9時30分から開催することに決しました。

次に、幹事会案で記録の提出、参考人の招致について御意見があればお受けします。

ここに書いてございますのをちょっと読み上げにやああかんのんですね。

まず、記録の提出要求者については相手方が金平鉄鋼株式会社代表取締役社長金平仁氏、提出を求める資料については①から③の付記のとおりでございます。提出期限につきましては、10月21日を予定しております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、参考人の出席要求書でございます。

出席を求める者につきましては、野上計行氏でございます。意見を聞こうとする案件は、①から③まででございます。出席を求める日時は10月28日午後1時30分からでございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次が、同じく参考人の出席要求でございます。出席を求める者につきましては川平昌彦氏、これは備前市の職員です。意見を聞こうとする案件につきましては①から⑧まで、出席を求める日時は10月28日午後2時30分よりということにいたしております。これでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

次に、参考人出席要求でございます。

出席を求める者につきましては、桐山宗義氏でございます。意見を聞こうとする案件については①から②でございます。ここからが出席を求める日時につきましては11月2日午前9時30分よりということでございます。これでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、同じく参考人の出席要求でございます。

これは出席を求めるものにつきましては永井丈士氏でございます。意見を聞こうとする案件は①から④でございます。出席を求める日時は11月2日でございます。これにつきましても御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

時間は10時45分からでございます。

次、同じく参考人の出席要求でございます。

出席を求める者につきましては、吉村武司氏でございます。意見を聞こうとする案件につきましては①と②、これ細目が結構ございますが、このような内容でございます。それで、出席を求める日時につきましては、11月2日の午後1時30分よりということでございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それから、最後これか、最後これか。

もう一人、参考人の出席要求書でございます。

出席を求める者につきましては、石井辰彦氏ということで、これは備前市の顧問弁護士でございます。意見を聞こうとする案件につきましては、①から④でございます。出席を求める日時は11月2日水曜日午後3時45分を予定をいたしております。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

記録の提出並びに参考人の出席につきましては、もう一度振り返って根拠法令を読み上げると。

申し上げます。記録の提出を求めるのは、根拠法律は地方自治法第100条第10項の規定によります。それから、参考人の出席は全てでございますが、100条の第1項及び委員会条例第29条第2項の規定によるということで、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないと認めます。

今、急ぎ事務局が作成をいたしました資料について字句の訂正等があるやもわかりません。その際は、正副委員長に一任をしていただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。じゃ、そのように取り計らわせていただきます。

御異議なしと認めます。よって、議長に提出する際の関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして、字句の整理につきましては正副委員長に御一任いただくことといたします。

以上で本日の旧アルファビゼン……。

〔「委員長」と田原委員発言する〕

田原委員。

○田原委員 事務局へ情報提供のお願いをするという提案をしとったと思うんじゃけど、それが出とらんのやけど。

○橋本委員長 幹事会には言われましたか。

〔「幹事会に、幹事会、何で外したわけ」と田原委員発言する〕

いや、幹事会では協議してないですよ。

〔「いやいや、その前にこれ出してほしいというてお願いしとったんですけど」と田原委員発言する〕

情報提供を呼びかける、百条委員会として呼びかける分ですか。それは法令にのっとって何らかの措置をするということを要求されとったんでしょうか。

○田原委員 法令じゃねえほうがよからうというて言うたからあえて私はあそこで聞かんかったんよ。要するに、アルファの周りのあそこの自治会、それから商店会、それから市長宛てにも情報提供をお願いしたらどうですかということを、百条委員会で決めてお願いしたらどうかというのをちゃんと送とらう。

○橋本委員長 いただいております。

〔「前回も言うたけども、前回出んかったからまあええわ、次というて延ばしとったんだけどな」と田原委員発言する〕

その件につきまして、10月28日の昼から開かれる本委員会においてそれを協議して呼びかけるかどうかを決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○田原委員 はい、結構です。

○橋本委員長 じゃあ、次の10月28日の委員会にはそれを必ず提案をするようにいたしましょう。いいですか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 以上で本日の旧アルファビゼン……。

〔「委員長」と石原委員発言する〕

石原委員。

○石原委員 済いません。どういう場がふさわしいかあれなんですけど、さっき幹事会の途中できょう締めで資料要求しておりましたウエストジャパン興業株式会社吉村社長から、備前まちづくりの吉村社長から資料が幾らか出てきたんですけど、その件については別にここでは、いいんですか。

○橋本委員長 それはもう出てきたものを縦覧、閲覧するということで、閲覧場所も事務局に申し込んでしていただくと。そうすれば、出てきとるものと出てきてないものとがわかると思います。各自で閲覧をしてください。

以上でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上で本日の旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、長時間御苦労さまでした。

午後6時13分 閉会